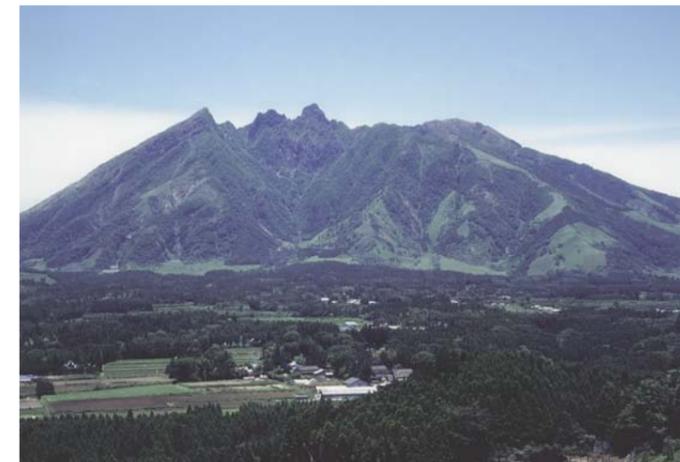


平成 26 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 26 年 6 月 18 日 開会

平成 26 年 6 月 25 日 閉会



高 森 町 議 会

6月18日（水）

（第1日）

平成26年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成26年6月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 興梠 壽一君

4番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （8日間）

自 平成26年 6月18日

至 平成26年 6月25日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月18日（水）	本会議	議案審議
6月19日（木）	休 会	総務常任委員会
6月20日（金）	”	文教厚生常任委員会
6月21日（土）	”	
6月22日（日）	”	
6月23日（月）	”	建設経済委員会
6月24日（火）	本会議	一般質問
6月25日（水）	”	委員長報告・採決

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 5 議案第 36 号 高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 37 号 高森町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 38 号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 39 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 9 議案第 40 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 10 議案第 41 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 11 議案第 42 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 12 議案第 43 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 13 議案第 44 号 高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定について
- 日程第 14 議案第 45 号 監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 46 号 平成 26 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 47 号 平成 26 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 48 号 平成 26 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 18 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 草村大成君 | 教育長 | 佐藤増夫君 |
| 総務課長 | 佐藤武文君 | 財政指導監 | 村上源喜君 |
| 財産管理課長 | 安方含君 | 政策推進課長 | 東幸祐君 |

健康推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	沼 田 勝 之 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	岩 下 公 治 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	財産管理課長補佐	田 上 浩 尚 君
政策推進課長補佐	古 澤 要 介 君	健康推進課長補佐	河 崎 みゆき 君
住民福祉課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
農林政策課長補佐	安 藤 吉 孝 君	建設課長補佐	荒 牧 久 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日、平成26年第2回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、議会の皆様方には公私ご多用中にも関わらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。また先般、議会のほうで大変長い間議論を尽くされ、大変立派な議会基本条例を制定されたわけでございますが、条例後初の議会ということに関しまして敬意を表させていただきます。

さて、もうこの梅雨の季節になりますと、2年前の九州北部豪雨災害を思い出すわけでございますが、約2年となった去る5月25日、大きな被害を受けた上色見地区を対象に、昨年は台風のため実施できなかった防災訓練を行わせていただきました。今回は、地域はもとより高森警察署の皆様、そして、消防の皆様、多くの皆様のご協力により、訓練が実施できましたことに関しまして感謝申し上げますと共に、この訓練に関しましては、訓練により問題点を見つけるということを位置づけ、その問題点をしっかり今後は出していきながら、そして、反省をしていきながら、そして、それを修正を繰り返して、そして、より良い防災対策ができるというふうを考えておるわけでございます。また、その対策を現在思慮をいたしているところでございます。また、その他、町内の各地域での自主防災組織の活動が大変活発となっており、町民の皆様の防災に対する理解が深くなっているものと行政といたしましては、大変心強く感じているところでございます。

6月2日に梅雨入りをいたしまして、これを感じさせないような天気が続いてたわけでございますが、昨日より梅雨の時期らしい雨というふうな感じを受けてるという次第でございます。改めて、防災に対する備えを怠らないように職員に指示したところでございます。また、議会の議員の皆様もそして、町民の皆様に十分な備えをいただけますよう、議員の皆様各自お帰りになられた際には、是非とも町民の皆様にもそのようなお話をさせていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

さて、本定例会にご提案いたします案件は、人権擁護委員の推薦に関する諮問の2件、条例の制定、各会計補正予算など、議案13件、計15件でございます。

よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げ、本定例会の招

集のご挨拶と代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成26年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 興柁壽一君、4番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番、立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成26年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月18日から6月25日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の藤岡ミキ氏は任期6年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成26年9月30日をもって満了するため、その後任として、高森町大字高森2296番地2、佐藤謙二氏をご推薦するものであります。

同氏は、人格・識見高く、広く社会の実状に通じると共に人権擁護についての理解も深く、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条、第3項の規定により、議会のご意見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の佐藤徹氏は任期6年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成26年9月30日をもって満了するため、その後任として、高森町大字中1199番地、二子石竹徳氏をご推薦するものであ

ります。

同氏は、人格、識見高く、広く社会の実状に通じると共に人権擁護についての理解も深く、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条、第3項の規定により、議会のご意見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案について、原案どおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第36号 高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第36号、高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第36号で提案いたしました高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、高齢職員の加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動などの地域貢献を目的とした部分休業について規定した条例であります。根拠法であります地方公務員法第26条の3の改正により本条例の改正の必要があるため、今回、条例の一部改正をご提案するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、高森町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第37号 高森町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第37号で提案いたしました高森町個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現行の高森町個人情報保護条例には、個人情報の保護に関する重要事項について調査、審議していただく機関である個人情報保護制度審議会に関する規定がございませんが、町などが設置する防犯カメラの運用などについて有識者等のご意見を伺うため、審議会の設置が必要となっております。

審議会等の設置については、地方自治法第138条の4、第3項の規定により、条例で定める必要があるため、今回この条例の一部改正をご提案するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） それでは、この条例に関しまして、1点だけお尋ねをいたします。

ただ今の防犯カメラ等の運用については、ほかの審議会でも検討しているわけ
でございますけれども、この条例の50条の2の中で、審査会は、現状、第2項
から6項までの規定は審査会に準用するというようになっております。

審議会委員は不明でございますし、また審査会の同じになるかと思えます。こ
の構成メンバーについての規定はありませんが、審議会ではどういったメンバ
ーを予定されているのか。また、審査会ではどういったメンバーを予定されてい
るのか人選にあたっては考慮されて、お互い審査会と審議会が役割を律するのが必
要だと思えますので、そのメンバー構成について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） それでは、4番、芹口議員のご質問にお答えをいたします。

審議会と審査会というふうに設けておりますけれども、審議会につきましては、
制度自体の運用について審議をしていただきまして、審査会につきましては、保護
条例に基づきまして、情報開示をいたします折に不服申立てがありましたときに審
査をいただくのが、審査会でございます。

審議会につきましては、現在考えておりますのは、弁護士、それから個人情報保
護制度に精通された有識者、それから町内の代表の方あたりを今、考えていると
ころです。それから、審査会につきましては、それらの方々と重複しないことは、も
ちろんですけれども、公平に個人情報の開示ができていのかどうかを審査してい
ただく方を選任するように考えております。

現在のところ、審査会は開催したことはございませんけれども、慎重に対応をし
たいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君）異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第38号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第38号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第38号で提案いたしました高森町消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、団員の減少。特に、野尻草部地区での減少が著しく、これを補うため、本年4月から機能別団員制度を導入いたしました。町民の皆様の消防に対する深いご理解、ご協力により、現在50名の機能別団員に加入していただき、基本団員と併せ、総数が311名となったことから現在の定員290名からの変更が必要となり、更に今後も機能別団員が増えることが予想されますので、定員を320名に変更する改正をご提案するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 総務課長。すみません。

○総務課長（佐藤武文君） はい。

○議長（田上更生君） 今、給与、服務のところを服装という。

○総務課長（佐藤武文君） 間違えました。

○議長（田上更生君） 訂正。一番最初を。

○総務課長（佐藤武文君） 失礼いたしました。

条例の名前ですけれども、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例でございました。訂正を申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第39号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第39号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第39号でご提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明を申し上げます。

今回の整備計画は、大字矢津田地区における町道整備事業に係るものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第33条に基づき、ご提案申し上げるものでございます。この法律に基づく事業につきましても、辺地債の借入れが可能となりますと共に、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、財政的にも優位なものとなるものでございます。

今回のご提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、平成26年6月10日付けで同意を得ているところでございます。なお、対象事業につきましては、当初予算の説明の際にご説明しておりますが、町道村山高尾野線の改良工事を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番、後藤です。

非常に地域住民としては、ありがたい整備計画をいただけるということで思っ

おりますけれども、ちょっとだけ確認をさせていただきたいと思います。

今、総務課長が述べられましたように、当初予算に計上されたものを今回整備計画として挙げるということですが、金額的にですね、当初予算でお示しいただいた金額とこれから出てきますほかの議案の中の数字が違ってはおりますが、こういったことでこの差異があるのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

ただ今の町道村山高尾野線の辺地の計画の内容でございますけれども、これは当初予算での計画ということで、平成26年度改良一式工事を行いまして、平成27年度は舗装を行うという予定で、この計画の内容に挙げてるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 金額が違うのは、なぜかという。

○建設課長（松本満夫君） 当初予算と現在の。

当初予算では、概算請求と言いますか、実施設計で実施設計はまとまっていない状況で、当初予算でもお断り申し上げておりましたように、補助事業の採択を前提とした予算を計上しておりました関係で、金額の若干の当初予算とは変更があっているところでございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 建設課長の説明に補足いたしまして、説明をさせていただきます。

村山高尾野線につきましては、予算の額につきましては、当初予算と平成26年度との分につきましては、当初予算のとおりでありますけれども財源の内訳として、変更した部分がございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番、後藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

建設課長と総務課長がお答えしたとおりでございます。当初予算のときにご説明申し上げました、要は、国の交付金の部分です。この部分の財源が、どれだけ金額が認められたかということが決定いたしましたので、それを配分を見直したということでございます。ですから、工事内容については変わりません。大変、高森町としては、有効な工事を行うことが可能になる財源をいただいたわけでございますの

で、その件に関しましては、委員会等でまた、建設課長のほうから詳細にご説明をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第40号でご提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明を申し上げます。

今回の整備計画は、大字永野原地区における町道整備事業に係るものでございまして、根拠法令や熊本県の同意等につきましては、先ほどご提案いたしました議案第35号でご説明した内容と同一でございます。なお、対象事業につきましては、当初予算の際にご説明しております町道永野原・河原線の舗装整備でございまして、この整備予定の全長6,428メートルのうち永野原辺地内の450メートルについて計画、提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） さっき、39号を35号って言ったろ。

○総務課長（佐藤武文君） 失礼いたしました。

説明の中で、議案第35号と申しましたけれども、39号に訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第41号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第41号でご提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明を申し上げます。

今回の整備計画は、大字下切地区における町道整備事業に係るものでございまして、根拠法令や熊本県の同意等につきましては、議案第39号でご説明した内容と同一でございます。なお、対象事業につきましては、当初予算の際にご説明しております町道永野原・河原線の舗装整備でございまして、今回、整備予定の全長6,428メートルのうち下切辺地内4,882メートルについて計画、提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申しまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第42号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第42号で提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明を申し上げます。

今回の整備計画は、大字野尻地区における町道整備事業に係るものでございまして、根拠法令や熊本県の同意等につきましては、議案第39号でご説明した内容と同一でございます。なお、対象事業につきましては、当初予算の際にご説明しております町道永野原・河原線の舗装整備でございまして、今回の整備予定の全長6,428メートルのうち野尻辺地内1,096メートルについて計画、提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第43号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第43号でご提案いたしました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明申し上げます。

今回の整備計画は、大字尾下地区における町道整備事業に係るものでございまして、根拠法令や熊本県の同意等につきましては、議案第39号でご説明した内容と同一でございます。なお、対象事業につきましては、当初予算の際にご説明しております町道牧戸線並びに町道片山下山線の道路整備事業でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第44号 高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の
制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第44号、高森町色見総合センター再生可能
エネルギー基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） おはようございます。

議案第44号でご提案いたしました高森町色見総合センター再生可能エネルギー
基金条例の制定について、ご説明いたします。

平成25年度にグリーンニューディール補助事業で色見地区の防災拠点の施設に
なる色見総合センターに再生可能エネルギーであります太陽光の発電設備及び附帯
する蓄電池を整備いたしました。当事業により発生する余剰電力の売電収益を当該
事業の円滑な執行に要する費用に充てるため基金条例を制定するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ
ます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務常任委

員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第45号 監査委員に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。監査委員事務局長 甲斐敏文君。

○監査委員事務局長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第45号で提案いたしました監査委員に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

監査委員に関する事項につきましては、地方自治法にのっとり、本町の監査委員に関する条例及び高森町監査規定並びに高森町監査要領で規定されております。しかし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、つまり、地方分権一括法の施行によりこれまでの中央集権体制から地方公共団体の自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開することができるようになりました。したがって、今回の改正は、条例、規定、要領、それぞれで規定しなければならぬことを明確にするために条例改正を行うものであります。

併せて、規定、要領の改正も行うことを申し出たいと思います。新旧対照表をご覧ください。

まず、題名を監査委員に関する条例から高森町監査委員条例に改めております。

次に、この条例の主旨を加えております。何の根拠法を基にこの条例を定めるか。ここでは、地方自治法第202条の規定により、この条例を定めることとしております。また、改正前条例の第2条から第8条で規定しております監査、検査、審査の種類や実施方法がそれぞれ地方自治法で規定されているため、今回削除を行い、当然条例で規定しなければならない監査委員の定数、議員のうちから選任する監査委員の数、事務局の設置、事務局の定数、公表の方法について整備し、条文化いたしております。

監査委員で処理する監査、検査、審査の詳細につきましては、規定及び要領で規定することで足りるため、今回規定、要領の改正も同時に行うものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜りご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第46号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第46号でご提案いたしました平成26年度高森町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、町道整備事業に伴う国庫及び県補助金の内定を受けたことによる事業内容の見直しや財源調整を行うものと、高森ポイントチャンネルの来年4月以降の本格的な放送開始に向け、職員に対し、番組制作の心懸け、編集技術等を指導していただく専門員の派遣の委託や複数人で編集するための編集機器の購入などをございまして、総額4,531万2,000円を減額するものであり、予算の総額を48億668万8,000円とするものでございます。

それでは、まず、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正につきましては、町道整備事業の財源である過疎債と辺地債の限度額をそれぞれ変更するものでございまして、過疎債につきましては、910万円の減額、辺地債につきましては、4,590万円の増額を行うものでございます。

次に、7ページから歳入予算の主なものについて、ご説明をいたします。第14款、国庫支出金の土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金と狭隘道路整備等促進事業費補助金の交付内定によりそれぞれ減額するものでございます。

8ページをお開き願います。第15款、県支出金の総務費県補助金につきましては、道整備交付金として内閣府地域活性化推進室が所管する地域再生基盤強化事業による補助採択の予定を受けたことから緊急経済対策事業継続路線町道永野原・河原線舗装整備事業の財源として計上するものでございます。同じく、県支出金の商

工費県補助金では、地域づくりチャレンジ推進事業補助金を減額いたしました。これは、平成25年度の経済対策により総務省が所管をいたします過疎集落等自立再生対策事業補助金の採択を受け、山と森のくらし再生プロジェクト事業として、実施中であることから不要となったものでございます。

9ページの第18款、繰入金につきましては、今回の補正による調整額として、財政調整基金繰入金を追加計上するものでございます。

第20款、諸収入の雑入につきましては、各種交付金助成金の内定状況により、それぞれ増減を行うものでございます。なお、火災保険につきましては、今年2月に発生いたしました駅前団地の室内火災による保険金の受入れによるものでございます。また、コミュニティー事業助成金につきましては、これは、総務省の宝くじ事業、財団法人自治総合センターが助成をいたします事業でございますが、一昨年度は色見山鳥地区の音響設備、昨年度は上色見大村地区の地域限定デジタル無線放送設備、また、洗川地区の地域限定デジタル無線放送設備を採択を受けました。今年度は、町内、上在地区からの要望であります地域限定デジタル無線放送設備に関する事業について採択を受けたものでございます。なお、3年度続けての採択は、大変に珍しいことでありまして、ご協力をいただいた、ご理解をいただいた皆様には大変お礼を申し上げたいというふうに思っております。

次に、10ページから歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。第2款、総務費の一般管理費におきましては、先ほどご提案いたしました高森町個人情報保護条例の一部改正により、設置を予定しております個人情報保護制度審議会の委員の報酬と費用弁償を計上いたしました。同じく、総務費の情報管理費では、高森ポイントチャンネルの来年度4月以降からの本格的な放送開始に向けた番組制作の補助員賃金や取材から編集、放送する心懸け等々までの一連の流れについて番組制作のプロによる指導を受けるための委託料、また編集機やモニター、そしてハンディカメラ等々の備品購入費を計上させていただきました。また、このハンディカメラに関しましては、やはり制度設計上必要な最低限の数が必要ということで、今回は最低限の数を計上させていただきました。

11ページの第3款、民生費の児童福祉施設費におきましては、色見保育園太陽光蓄電池等整備の工事費を増額しておりますが、これは、パネルの価格や労務単価の高騰によるものでありまして、歳入における補助金と併せて追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。第5款、農林水産業費の農業活性化施設費では、

アグリセンターの効率的な運営を図る目的から現在職員が行っている堆肥の原材料輸送について、外部委託に切替えるための委託料を計上いたしました。

13ページの第7款、土木費の道路維持費では、町道路面性状調査につきまして、当初予算では、5路線の予定であったわけですが、当庁建設課のやはり、意識の改革の部分が効果として出てきているとは思いますが、やはり課主導による社会資本整備総合交付金を有効活用し、27路線を調査するための委託料増額でございます。また、道路新設改良費では、各種補助金の内定を受け、事業量などを見直すものであり、委託料と工事請負費についてそれぞれ減額するものでございます。

14ページをお開きください。第9款、教育費の事務局費では、本年度から昨年までは、山東部で使用していましたスクールバスを高森中学校区で運行いたしております。3台のそのスクールバスにつきましては、民間に委託した時代の管理体制については、どうなのかという問題点もあるとは思いますが、現状といたしまして、運行するにあたり、特に足周りの傷みが著しく早急な対応が必要であるということから修繕費の追加やバス側面のラッピング補修を行う経費を計上したものでございます。

最後に15ページの第12款、諸支出金につきましては、先ほど基金条例の制定についてご提案、説明いたしました色見総合センター再生可能エネルギー基金への積立てを行うものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その内容をご説明いたしました。ご審議をいただきご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） おはようございます。1番、宇藤です。

歳出の10ページでございます。電気自動車の充電器設置が計上されておりますが、今、電気自動車も一般車両でも増えてきておりますので、一般車両の草部出張所の急速充電器、一般車両も充電ができるのか。

よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1番、宇藤議員のご質問にお答えいたします。

草部出張所に設置いたします急速充電器につきましては、ほぼ全額補助をいただきまして設置いたしますが、現在考えておりますのは、出張所と町道との間の駐車

場に設置を予定しておりまして、民間の方も活用いただくように計画をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第47号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第47号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。

議案第47号で提案いたしました平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ69万6,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,093万2,000円にするものでございます。

その内容の主なものについてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。歳入歳出について説明申し上げます。第3款、国庫支出金、第4目、事業費補助金につきましては、69万6,000円増額しております。これは、補助事業実施に伴う補助金につきまして国庫補助金を増額したものでございます。

続きまして、7ページで、歳入歳出予算について、説明申し上げます。第5款、地域支援事業費、第1目、包括的支援事業費につきましては、昨年度に引き続きまして、地域ケア会議活用推進等事業を実施するものでございます。これは、地域住民に向け、生活支援、介護支援サポーター養成講座を開設し、日常生活でも気軽に介護に取り組めるように育成するものでございます。なお、昨年度は、19名の受

講がございました。事業実施に伴いまして、講師謝礼として報償費12万円、受講生と研修費として30万3,000円、研修時の車両使用として15万円それぞれ増額しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第48号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第48号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第48号でご提案いたしました平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は予算総額は変更せず、4月1日付けで行われました職員の人事異動及び修繕に伴うものでございます。

歳入についての補正はございません。

歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款、水道費第1項、業務費につきまして、第9節、旅費の費用弁償を14万5,000円増額。第11節の需用費につきましては、消耗品費高尾野配水池のベッキン装置用バッテリー代として22万円を増額するものであります。

予備費につきましては、歳出額を調整し、36万5,000円を減額補正しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を説明いたし

ましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第18、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月19日から6月23日までは休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月19日から6月23日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午前11時5分

6月24日（火）

（第2日）

平成26年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成26年6月24日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
4番	芹口 誓彰	情報発信の取り組みについて	① 光ファイバーについて ・現在までの加入状況及び今後の取り組みについて ・番組レポーターの募集状況について ・放送にあたっての法的規制等について ・試験放送について ② 町のホームページについて ・更新の取り組みについて ③ 情報発信の庁内の組織体制について
5番	立山 広滋	住民の健康維持と今後の国保の運営	① 現在実施されている特定健康診査の受診率向上に向けた取り組みをどのように進めていくのか。 ② ジェネリック医薬品（後発医薬品）の活用は医療費（特に薬剤費）の抑制に関係があるのではないか。また、今後、町としてどのように推奨していくのか。
		健康診査と健康たかもり21との関連	① 健診後の事後指導の果たしている役割と未受診者に対する今後の対応 ② 健康たかもり21と国民健康保険事業を密接に連携することにより、今後の健康づくりに活かされると思うが、その現状と今後の具体策

6 番	森田 勝	町営住宅の現状と今後について	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の現状は ② 災害時の対応は ③ 古い住宅対応及び建て替えの検討は
		町の空き家の対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災、地震時の対応は ② 町の景観が維持できなくなっているが町としての将来の対策は
		牧野の維持管理。町の対応は	<ul style="list-style-type: none"> ① 野焼きをしていない牧野の状況 ② 観光としての牧野の対応は ③ 草原再生協議会の対応は ④ 町において維持管理をどのように考えていかれるのか。
2 番	後藤 三治	駐在区の見直しと未加入者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年4月、駐在嘱託員の改選が行われたが、見直しがされていない。 ① 改選前の駐在嘱託員会で要望はなかったのか。 ② 駐在嘱託員の区割り変更は、どの機関で行うのか。 ③ 今回の改選時、その機関での協議がなされたのか。 ④ 別荘地の駐在区新設の考えは ○ 行政では、先の大災害から自主防災組織(共助)の必要性を強く推進され、各駐在区においてもその立ち上げが進められている。しかし、町部に於いては、区への未加入者も多いことから、立ち上げにも支障をきたすと思われる。 ① 町内にどれだけ未加入者がおられるのか。(各駐在区毎) ② 先(平成23年12月)の質問後、どのような対応をされてきたのか。 ③ 情報を共有化させることは、行政の責務と思う。今後の対応は

3 番	興梶 壽一	高森殿の杉周辺の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 高森殿の杉は高森町にとってどのように捉えているのか（歴史的に） ② 清栄山を含む観光地としての構想は ③ 道路及び駐車場の整備について ④ 作業道の取り扱いは
		湧水トンネル公園の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本で最も美しい村に加盟されたが、その審査内容について ② 湧水トンネル公園ワーキング会議の内容について ③ 公園の現状と今後の改善策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年度の実績について ・ 駐車場の稼働状況と整備について ・ 湧水の水利権及び有効利用について ④ 高森殿の杉及び湧水トンネル公園を今後観光立町にどう生かされるか町長の考えは
		インフラ整備（生活排水処理）状況について	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内における下水道及び浄化槽整備状況について ② 町内における浄化槽の普及状況及び、補助制度について ③ 町中における生活排水処理状況について ④ 一級河川白川の上流域に位置する本町としての、下水道整備事業の取り組み計画及び市町村設置型浄化槽整備への取り組み計画は ⑤ 今後の排水溝の整備状況について

1 番	宇藤 康博	平成26年度、町工事、 県工事事業内容は	① 平成26年度、町工事事業内容の詳細と今後の対策は ② 平成26年度、県工事事業内容の詳細と今後の対策は
		スクールバスのこれからは	① 現在のスクールバス運営の詳細は ② スクールバスのこれからは

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 宇藤 康博 君 | 2 番 | 後藤 三治 君 |
| 3 番 | 興 梶 壽一 君 | 4 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 | 立 山 広 滋 君 | 6 番 | 森 田 勝 君 |
| 7 番 | 田 上 更 生 君 | 8 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 | 三 森 義 高 君 | 10 番 | 後 藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-------------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 財 政 指 導 監 | 村 上 源 喜 君 |
| 財 産 管 理 課 長 | 安 方 含 君 | 政 策 推 進 課 長 | 東 幸 祐 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 馬 原 恵 介 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 阿 南 一 也 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後 藤 健 一 君 |
| 建 設 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 会 計 課 長 | 岩 下 公 治 君 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 阿 部 恭 二 君 | 監 査 委 員 会 事 務 局 長 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 後 藤 一 寛 君 | 財 産 管 理 課 長 補 佐 | 田 上 浩 尚 君 |
| 政 策 推 進 課 長 補 佐 | 古 沢 要 介 君 | 健 康 推 進 課 長 補 佐 | 新 井 堅 太 郎 君 |
| 住 民 福 祉 課 長 補 佐 | 丸 山 雄 平 君 | 税 務 課 長 補 佐 | 佐 伯 実 君 |
| 農 林 政 策 課 長 補 佐 | 安 藤 吉 孝 君 | 建 設 課 長 補 佐 | 荒 牧 久 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 白石 孝二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

なお、総務課財政係長 岩下徹君から欠席届が出ておりますので報告いたします。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番 芹口です。

今回は通告をしておりましたとおり、本町の情報発信の取り組みについて質問をいたします。町長がまちづくりや活性化のために必要不可欠な施策の一つとして、強力に推進をしてこられました通信基盤整備事業、光ファイバー網の整備が本年度終了し、来年4月からの本格的な運用に向けまして、着々と準備が進められ、テレビの試験放送もすでに行われております。そこで、現在までの行政放送サービスへの加入世帯数、また宅内引込工事が終了した世帯数について、どのくらいあるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） おはようございます。それでは、4番議員 芹口議員の質問に対してお答えをいたします。

現在、申込みが想定される世帯数は2,809件でございます。実際の申込み数は2,485件で、率にしていきますと88.5%でございます。未加入世帯324件のうち、56件はアパートなどの集合住宅への引き込みに対する大家さんとの調整中ではありますが、実際に申込みをされていない世帯数は268件ではありますが、長期不在や所在確認中の世帯数が、うち198件あり、現在、個別調査を継続中でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいまの答弁では加入世帯数の割合が88.5%ということで、9割近い世帯が加入し、これもですね、やはり職員の皆さんが一丸となって町民に対して周知・理解に向けた取り組みをされた結果、このように9割近い世帯の加入となったというふうに思います。

しかしながら、この行政放送サービスが防災や保育、また福祉、介護などの地域の公共ネットワークとして果たす役割を考えれば、100%の加入が望ましいところでございます。今後、さらに加入促進へ向けての取り組みについて、どのようにされるかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 先ほど申し上げましたとおり、324件が未加入世帯でございます。うちですね、その行政情報を不要だとする世帯が126件ございます。今後、戸別訪問により繰り返し説明の上ですね、ご理解をいただいて、加入をお願いすることとしております。町内の全世帯が町の正しい情報を正確・確実にですね、そして均一に共有する制度設計が今回の事業の最大の目的でありますので、現時点において未加入世帯につきましては、本年内にですね、個別に繰り返しお伺いして、加入をお願いするところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま答弁にありましたように、やはりこの事業の成功と町民の生活の向上のためにも、ぜひともですね、100%の加入に向けて取り組みをよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、自主放送番組を制作、また放送されるにあたりまして、番組レポーターの募集をされたというふうに思います。現在のところ、このレポーターの応募がっているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 今年の3月にですね、番組レポーターの募集に関するチラシを全戸に配布をいたしております。そのほかにホームページ、フェイスブックなどでも募集をかけておるところでございますが、現在、まったく応募はあっておりません。今後もですね、そのほかに映像そのものも継続的に募集しておりますので、それも含めまして高森町にしかできない番組づくりを目指して、さまざまな策を講じているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今のところ、応募がないということでございますけれども、やはり今回の補正予算で自主放送番組制作専門員の委託料が計上されておりますが、本当に地域に密着した取材や番組づくりのためには、地域の番組レポーターの活用が必要ではないかというふうに思います。現在、一人の応募もないということですが、さらに募集をするとか、あるいは過去にレポーターの経験などをされた方もおられるというふうに思います。このような方々に対して、再度、レポーターとしてお願いするような考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 高森町に特化した番組づくりがですね、それぞれの地域からの情報を発信する番組レポーターが必要不可欠でありますので、今後も積極的に募集を募りたいと思っております。

またですね、専門員につきましては、今度の補正予算でも計上しておりますが、より効果的な番組制作についてのノウハウ、番組制作の担当職員や、この募集をかけております番組レポーターに、異業種あるいは専門家を通して、いろんなアドバイスをいただきながら制作に取り組んでいきたいと思っております。本予算の計上は、今後の番組づくりにとって重要なものだと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 番組のレポーター、来られるというような考えでおられるようでございますけど、やはりそうであれば、レポーターとしての技術面の検証はもちろんでございますけれども、取材や撮影に対して、いろんな法令や遵守事項があるかと思えます。そして、やはり何よりもですね、取材や撮影をするレポーターとなれば、より高い準備期間というのが必要になると思っております。このようなことから、早くですね、レポーターを決定されまして、十分検証をされまして、4月からの本格運用に備えていただきますようお願いをいたしたいと思えます。

次に、放送や番組制作にあたって、どのような法令や遵守事項があるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 自主放送番組の制作及び放送にあたっては、自治体が発信する公共放送として、放送法をはじめ、さまざまな法律や規制を遵守しなければいけないと思っております。具体的に申しますと、公正・中立さが放送内容に求められますので、利害関係を含まないことや、個人情報の保護、嘘やデマの排除など、公の情報発信のための関係法令に適用する必要がありますが、そもそも番組制

作を担当する職員は地方公務員でございますので、それらを遵守する義務がございます。ですので、公共サービスとしての情報提供を常に心がけておりますので、それで十分対応は可能かというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 分かりました。それでは、現在、高森POINTチャンネルの試験放送がされております。その中に防災や農作物の栽培管理の面からの、リアルタイムごとに雨雲の動きや予想雨量、気温など、高森地域の詳しい天気予報について放送できないかお伺いをいたします。この天気予報について、放送することは著作権法に抵触するのか、またいくら料金を払えば放送できるようになるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 現在、高森POINTチャンネルが放映されておりますが、その中でデータ放送という項目がございます。その中で検討をいたしました。一回見積もりを取りましたが、1戸当たり50万円という形で、コストパフォーマンスがかなり高いということで断念した経緯がございます。今後ですね、ニーズが高まれば、そのへんの考えで検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいまのご答弁で、1戸50万円というような多額の金額がかかるようでございますけれども、この天気予報はですね、防災の面や農作物の管理の面でも必要、また大事な情報の一つであると思います。近年は一極集中的に雨が降ることが多くなってきました。そのためにも雨雲の動きがリアルタイムに見ることができれば、防災面でも効果があるというふうに思います。できれば試験放送の段階から、ぜひ放送できるよう検討していただきたいと思っております。

次に、高森POINTチャンネルが本格運用になった場合、現在のRKKのデータポンでの掲載情報はすべて高森POINTチャンネルに切り替えとなるのか。また、データポンでのお悔やみ情報では、以前は特定の法人名や会社名を掲載することはできないとのことで、葬儀場については掲載がなく、現在はRKKとの契約上、葬儀場の掲載はありますが、日時の掲載はできないということでございます。高森POINTチャンネルに移行した場合、日時、場所等については、掲載できるようになるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 現在ですね、お悔やみ情報につきましては、草部地区

のみを対象にですね、デタポンと、それと併せて防災無線でお知らせしております。それも届出があった場合に限っております。当然、高森POINTチャンネルのデータ放送内にもですね、お悔やみのコーナーを設けております。あくまでもですね、ご家族の申し出によって行っておりますので、今後も続けてまいります。また、併せまして、来年からPOINTチャンネルが本稼働しますので、そうなった場合にはデタポンのほうはですね、3月をもって終了をしたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。4番 芹口議員のご質問に補足をさせていただきます。

流れとしては、政策推進課の東課長が答弁したとおりでございます。そもそも議場で過去の議会の中で、このデタポンに関しての私の個人的な見解は伝えております。デタポンによって、どの程度の方が複雑なりモコンの操作、お年寄りの方が何回も押さなければいけない、ボタンの操作をどの程度の方ができるかという試験の部分も入っていたということも答弁いたしておりますので、来年から本格運用ができる高森POINTチャンネル、10チャンネル一つでできる、10チャンネル上出データ放送が見れるとするならば、デタポンは止めさせていただきたいというふうに思っております。

また、お悔やみ情報に関しましては、これは先ほどの補足でございますが、要は葬儀場を記載するのかということでございますが、そもそも民設・民営でございまして、自主放送につきましては放送免許そのものが高森光ネットワーク株式会社が持っているということでもあります。ですから、私は日本一地域密着型の番組を作ると公言をいたしておりますので、私といたしましては、当然記載するべきではないというふうに思っております。あくまでも個人のご要望が可能であれば、そのようにやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま町長から、たいへん前向きな有難いご答弁をいただきました。よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、10チャンネルのデタポンで見られます行政の新着情報や、保険や年金、また高齢者に関するお知らせ情報につきましては、テレビの町からの番組の中で放送ができれば、お年寄りの方も助かるのではないかと思います。また、この町からの番組につきましては、毎日、見やすい時間帯に、定時に放送できないのかお伺い

をいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 放送番組の編成につきましては、現在、行政情報を3の倍数の時間ですね、3、6、9、12時に設定し、試験放送を行っております。この時間設定につきましては、食事や休息など日常生活スタイルの中でですね、最も家庭でテレビを視聴する率が高いと思われる時間帯であることと、また新聞で詳しいことを考慮して設定いたしておるところでございます。1スパン3時間ですね、1日3時間の放送を流しておりますので、それが一番いい方法だというふうには考えております。

それとですね、地域からの情報、役場からの行政情報、そしてテーマを掘り下げて詳しく紹介する情報の三つをですね、それぞれ1時間ずつ割り当て、住民の方々が覚えやすい時間編成と、高森町に特化したローカル番組としての編成を目指して準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま承知をいたしました。やはりですね、先ほど町長からありましたように、テレビのリモコンを使って見られることよりも、やはり町の情報がテレビ感覚で見られるのが一番でございます。できればですね、行政の新着情報や高齢者に関するお知らせ情報につきましては、町からの番組の中でテレビのニュースのようにアナウンス放送をされることも今後考慮していただけたら、たいへん有難いというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、行政情報サービスや一般のテレビ放送の基本サービスのほかに、付加サービスといたしまして、高齢者の見守りサービスがありますが、このサービスにつきましてはすでに運用をされていると思います。現在の加入の状況についてお聞きをいたします。また、将来は買い物支援、教育、医療、育児や介護、福祉の面での利活用できるように予定をされておりますが、この運用につきましては、だいたい何年ぐらいには運用できるようになるのか、計画なり、スケジュールがあればお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 現在、高齢者見守りサービスにつきましては23世帯が加入されております。また、来年4月の完全放送に向けまして、いろんな取組みを現在行っているところでございますが、全国でも類を見ない性能を十分に活用できようソフト開発を、今現在検討しているところでございます。まずはですね、

防災・減災、防犯、これを第一優先といたしまして、そのソフトの開発を現在行っているところでございます。また、福祉に関するICT活用策について、その中でお買い物のやり取りだとかも一緒に含めて検討しております。ただ、お買い物にしましては双方向という形を取らないとできませんので、そのテレビのやり取りですね、その中ではちょっと難しいところがございますので、ちょっと時間がかかるところがございます。それ以前に大優先として考えておるところは、防災を第一優先で考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 住民の安全・安心の確保、また生活や福祉の向上のためにも、早く運用できるように取り組みを期待しておるところでございます。

次に、高森町のホームページについてお伺いをいたします。今回、私は光ファイバーが整備されたことによりまして、インターネットの接続を光に切り替えましたので、久しぶりに町のホームページを開いてみました。気づいた点を何点か申し上げ、その対応や取り組みについてお伺いをいたします。

まず、更新についてですが、入札の契約情報の入札結果については、2014年2月25日が最後の更新であります。また、委託や工事の契約状況につきましては、1月1日から2月14日分までで、その後の契約状況につきましては更新がされておられません。また、デタポンの町長交際費は2月18日が最後でしたので、指摘をしましたところ、6月10日に更新がなされました。

また、ホームページの行政サイトに、行事カレンダーがありますが、このカレンダーには何も掲載がされておられません。遡ってみますと、2013年3月12日に農業委員の立候補予定者説明会の記載があり、その後の4月、5月、6月は、支払日のみが掲載をされております。その後は現在までまったく更新がなされておられません。この支払日についてはですね、町外の方はほとんどが振込ですので、今後はホームページに掲載をする必要はないというふうに思います。

次に、観光サイトについてですが、高森町からのお知らせとありまして、観光についての最新情報をお伝えしますとありますので、開いてみますと、お知らせの項目が9項目、イベントの項目が1項目の計10個の項目がございます。そのうち1個のイベントの項目の内容は、高森町の名所の開花情報で、「鍋の平キャンプ場、満開です」とあります。これが最新情報であります。残り9項目のうち6項目は高森POINTチャンネル関係でございます。私は、高森POINTチャンネルは高森町内の方が見られるテレビの情報で、町外の方はほとんど興味がない項目ではな

いかと思います。あえてホームページに掲載をされるとしたら、観光サイトではなく、行政サイトのほうに掲載をすべきではないかというふうに思います。

次に、イベント情報があります。最新のイベント情報をご案内、「高森町はいつも魅力的なイベントが行われています」とありますので、開いてみますと、何の情報もありません。空であります。今の時期には花しのぶコンサートや七夕まつりの詳しい情報を掲載すべきだと思います。町外の方はこのような観光情報を見て来られる方もおられると思いますし、高森の魅力を発信し、町外からの観光客を呼び込み、観光振興を考えるなら、一番充実させなければならないところではないかと思っています。

まだ他にもありますが、このようなホームページの内容の方針については、どのような事務処理や取り扱いをされているのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、ホームページにつきましては、それぞれの担当者が職責の範囲内において、それぞれ入力しているところでございます。ご指摘のとおり、更新の遅れ等々ございます。たいへん申し訳なく思っております。ここでお詫び申し上げます。今後はですね、速やかに更新できますよう心がけたいと思っております。

また、ホームページにつきましては、履歴をずっと残しておりますので、それはかなりの量に及びますが、検索のやり方もですね、ちょっと見直しを含めまして、画面も含めまして、一緒にそのへんを検討して考えていきたいと思っております。できるだけ更新につきましては、速やかに処理をしたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 芹口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今、政策推進課の東課長が答弁したように、ホームページの更新に関しまして、若しくはフェイスブックの発信に関しまして、たいへん手薄になったことは事実でございます。この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げたいというふうに思います。また、ご指摘が、やはり行政出身の先輩らしいご指摘でありまして、本当にこれは議員の後輩に皆さんあたられると思いますが、しっかり理解をしていただきたいと思います。私は、この件に関しましては、私が予想していたとおりの形になっております。すなわち、1、マンパワー不足、そもそもが去年のこの情報基盤整備事業をやるにあたって、当時の課長に指示をいたしておりました、最低限

10名から12名は必要じゃないかと。これはほかの情報基盤、テレビを持ったり、フェイスブックを持ったり、ホームページを持ったりしている自治体が全国にございます。最低でもその人数でやっているわけなんです。だからこそ必要じゃないかということも協議いたしましたが、現状の人数でどうにかやってみますというチャレンジする部分というのは確かに素晴らしいことではございますが、やはり結果といたしましては、マンパワー不足はこれは確実にこのような仕事の面として現れるのではないかというふうに思っております。ホームページを作ったときに、私の意向をたいへん強く申し上げましたのは、観光面と行政面をトップページで分けること、議員がおっしゃったように、他からの方は高森町の情報でも、やはり観光で来られる方は観光の情報だけを欲しい方が極めて多いわけですので、現在、そのように形を取らせていただいたのは、議員と同じ考えでございます。

また、行政のこの縦割りの弊害でしかありませんが、縦割りのいいところと悪いところは、議員が一番ご存じだと思いますが、現在、各課がこれを自分たちで担当して更新しなければいけないということに関しまして、非常に各課とも2年以上言い続けてきましたが、なかなかこれは情報の担当だろうというような方向性が行政職員が根底にありますので、なかなかそこを打破することが、浸透させていくことができない、私の指導不足ではないかというふうに思っております。

ということも加味いたしまして、今年は4月からの新体制、すなわち人事異動に関しまして、1月31日に内示をさせていただきました。しかしながら、やはりこの縦割りの担当課が全部しなければいけないというその部分に関しては、なかなか今形ができていないというのが事実でございます。ですからこそ、やはり議員のご指摘のとおり、この高森POINTチャンネルは高森町の方に一番地域密着型のチャンネルです。ほかの全国の方はやはりホームページ、フェイスブック、ツイッター、ここの部分に関して、これから先ですね、しっかり公開を、情報発信しなければいけないし、そもそも情報公開として熊本県のランキング1位の自治体でございますので、その名に恥じることなく、精一杯進めてまいりたいというふうに思っております。ご指摘ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま課長並びに町長から、各担当課がこの更新についてはあたっているということで、町長の答弁のように、縦割りの体制が弊害を招いてくるというようなことも言われました。やはり更新が時期を失しないように行われているのか、また古くなった情報については削除されているのか、また更新の内容に

間違いはないのか、しっかりとしたチェックをする体制が大事であると思います。

課の設置条例の改正によりまして、4月に財産管理課が新たに設置をされました。庁舎案内の組織には財産管理課はありますが、庁舎の配置図にはありません。現在配置されている教育委員会の真向かいの場所は第1会議室というふうになっております。また、番組編集スタジオ室は第2会議室となったままでございます。

また、以前に牛神社、これは小さい神社ですが、周りには素晴らしい彫刻が施してあります。この神社の所在地は高森町大字芹口が正しいところでございますけれども、高森町大字高森というふうになっておりました。また、甲斐有翁の功績の中で、生涯97基あまりの道標の石碑を建立したとありましたが、正しくは970基あまりであります。この2件につきましては、訂正をお願いしましたので、訂正をされておるところです。誰にでもですね、間違いはあるわけでございますので、しっかりと内容等についてはチェックする、そのことが大事であります。更新や入力についてチェックをされているのか、また今後チェック体制をどういうふうにするのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 現在ですね、担当課で入力して、チェックも担当課という形になっております。今ご指摘いただきましたように、たいへん申し訳なく思っております。今後はですね、情報管理について、先ほどご指摘がありましたとおり、管理課で一元化することのほうがですね、入力のチェックにおいてするほうが良いというふうに、私個人では考えておりますので、各課と協議をしまして、検討もしていきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） やはり情報というものはですね、早く正しく発信するということが基本でございますので、どうかもう一度チェックにつきましては、実施していただきますようお願いいたします。

最後に、町長にお尋ねをいたします。4月から本格的に自主番組放送が始まりますが、番組モニターの設置や番組審議会、この審議会は放送法の規定によりまして、設置するようになっておりますので、設置をされているかというふうに思いますが、この審議会の役割は、放送が公平・公正に行われているのか、また放送法に抵触するような内容になっていないかなどを審査・審議する目的の組織ではないかというふうに思います。私は、モニターや住民の意見を聞きながら、番組編成に対して提言や提案をする審議会などが必要ではないかというふうに思います。番組モニター

の設置と併せ、町長のお考えをお伺いいたします。

もう1点は、4月から本格運用になった場合、番組の企画から取材、編集、放送、あるいは暮らしの情報等の発信、またさらにはしっかりとした通信基盤が整備をされましたし、情報によるまちづくりを目指され、情報発信の環境の充実を図ろうとすればするほど、事務量が多くなると思います。また、先ほど申しあげましたように、ホームページなどの情報はより早く、正確に、そして分かりやすく発信することが大事でございます。このような情報を発信する部署の果たす役割は今後充実されなければならないというふうに思いますが、先ほどの町長の答弁と重複するかもしれませんが、庁内の組織の体制や取り組みについて、今後どのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 芹口議員のご質問にお答えします。

まずは、番組審議会、モニター等についてご質問であると思いますが、その前にちょっとお時間をいただきまして、今日は学校の生徒さんたちも傍聴にお見えにならなれておりますが、職員も1階のほうで、この情報基盤整備事業に関して、しっかりやはり聞いていただきたいなと思いますので、説明をさせていただきたいというふうに思います。

私は、各軒の配布されましたDVDの紹介ビデオの中で申し上げておりますビジョンといたしまして、この高森POINTチャンネル、情報基盤整備事業のビジョンといたしまして、日本一地域密着型の番組編成、それに伴い、嘘やデマをなくすことにより、より政策がスピード感をもって実行できるということがビジョンでございます。そして、目的、これは目的というのは、究極なことでございます。なかなか達成できないことが目的ということです。目的は、住民全体の情報共感でございます。これもDVDの中で申し上げております。高森町は情報公開に関しましては3年間やってきました。しかし、共有と共感では違います。共感というのは、本当に難しいこと、これはすべての方が同じように感じることで、このことが私は目的です。

そして、その目的に向かって目標、目標というのが100%の、先ほど議員からおっしゃったように、頑張れとおっしゃったように、100%の受信率、加入率、これが目標であります。だからこそ、その今言ったビジョン、目的、そしてそれに向かうための目標、それをもって課内の制度設計が初めて行われるわけですが、3年間、職員にも徹底して口酸っぱく言ってきておりますが、やはりなかなか

かすべてに浸透していくことができないということが、やはり今のホームページの更新が遅れたり、フェイスブックの発信が遅れたりしていることではないかというふうに思っております。

私は、そのビジョン、目的、目標の中でつくった制度設計の中で最も大事なことは、何を住民の人に伝えたいのかという番組を作る。そして、答えを作らない、行政が答えを発信することはございません。見られた住民の方がどのような答えを、各々の方が持たれるかと問いかける、それが私は大事なことはないかというふうに思っております。もちろん、天気予報や利便性に関する、先ほど議員がおっしゃっていただきましたサービスに関しましては、やりながら修正をしていくことが大事ではないかというふうに思っております。

天気予報は、私はお金がかかって必要なものではないかというふうに思っております。また、今日、議員がそれをご指摘されたと、ご提案されたと、ご質問されたということは、議員もやはり必要なことが、お金以上に大事なことがあるんじゃないかということをおっしゃっていただいたというふうに理解をしております。

また、その中で、質問に戻りますが、番組審議会、モニターに関しましても、先ほど申し上げましたように、高森町の自主放送については、高森光ネットワーク株式会社の通信設備を使用している形となり、放送免許そのものは株式会社高森光ネットワークが所持しているために、放送法の規定に基づく番組審議会についても、株式会社高森光ネットワークが設置をいたしております。そのため、私は町長の諮問機関の形ということで、町主催の、これは仮称になると思いますが、放送番組倫理運営協議会を今年度中に立ち上げるとともに、来年4月以降から本放送になった場合には、年に1回程度のやはり住民アンケート等を実施し、住民のニーズに沿った番組作りが不可欠ではないかというふうに思っております。

また、二つ目のご質問で、これはマンパワーのことをおっしゃったというふうに思っております。今回、補正予算でも計上いたしておりますが、長く30年、40年以上、番組編集に関わってこられたプロの方を専門のこの技術マンということで教えを被らせていただくための予算計上をいたしております。

また、これはもうほぼ正式決定ですのでお伝えを申し上げますが、やはりこの放送法の事業に関しては、圧倒的にほぼ総務省が所管をしているわけでございます。ということで、今年の8月1日から総務省との人事交流を行わせていただきます。これは全国の町村では、行政職員レベルでの人事交流というのはほぼ例がないのではないかと思っております。執行部であったり、部長であったり、課長さんであつ

たりする場合にはあると思いますが、やはりなかなか一行政町村との総務省の国家公務員との交流人事というのはなかなか実現できませんが、長く要望いたしておりましたので、総務省のほうがようやくこれを実現に目途を立てていただいたということでございます。このことは先ほど議員がおっしゃった将来の双方向の番組作り、住民の利便性が上がる番組作りには、どうしてもやはり国の方向性であったり、国の補助事業であったり、そういう部分を利活用しなければ達成できないというふうに思っておりますので、今後この人事交流、そしてそれに伴い、先ほど言ったように、補正予算で上げた専門のスタッフを増員いたしまして、4月の本稼働に向けて番組作りを推し進めてまいりたいというふうに思っております。これが私の答えでございます。

それと、最後になりますが、4番 芹口議員は、やはり長く行政のトップにいらっしやいました。行政経験者として、私はやはりこの情報に関しましては、果たしてこのまま政策推進課の中で所管してよいものなのか、私は去年、実は前の総務課長、岩下総務課長に、やはり新しい新設の課を二つつくりたいと、情報課と、その財産管理課をつくりたいということもご相談をしました。もちろん一つ一つ町長解決をやっていかなければ無理ですよということでありましたので、やはり一步一步、今、丁寧に進めているわけでありますが、4番議員さんのお考えといたしまして、やはり今日のご質問を全部考えてみますと、やはりどうしてもこの専門の人間が、スタッフがこの情報の関係には必要じゃないかというふうに、私は思っております。地方公務員というのは、役場の職員というのは、いろんな課を2年、3年ずつ経験していきますので、その情報の担当がいなくなった場合には、また新たに新しく技術を作らなければいけない、そういうことも私は懸念していたわけでございますので、最後に私からのご質問でございますが、その件に関して、議員のアドバイスいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今回ですね、本町の情報発信の取り組みについて質問いたしました。町長が言われましたように、町長の政策ビジョン、または理念、目的、目標をもってですね、ただいま素晴らしい通信基盤の整備が行われております。このことによりまして、防災を含め、福祉や、介護などの生活の福祉の向上、また産業や観光の振興に大きな役割を果たすものだというふうに思っております。現在のような情報化時代になりますと、いかに情報を有効的に活用するかどうかによって、各自治体間の格差が生じているような気がいたします。そのような意味におきまして

も、先ほど町長が私に質問をされましたけれども、やはり情報管理係を、やはり情報管理課というような昇格をさせるような、そういった取り組みも私は必要じゃないかというふうに思っております。今後さらにしっかりとした取り組みをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。10時55分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

私は、今回、住民の健康の維持と国民健康保険の運営について、また健康診査と健康たかもり21という計画について、その関連を含めて質問をさせていただきます。

医療費の現状は、どの健康保険、共済組合等においても、厳しい状況にあると認識しておりますが、これは今回質問いたします内容に共通する事項でもあります。高齢化社会と医療費の増加、高度医療の進展に伴う医療費の増加など、将来を見据えたとき、必ずしも明るい未来が待っているということは期待できないと考えるのが現状であると思っております。また、今年4月から消費税が増税され、これがどこまでこういった医療を含めて、財源補償という意味で、個人や自治体の負担軽減につながるのか、先が見えない状況であります。

そこで、お伺いします。自分の健康は自ら守るということは、以前から言われていることではありますが、自分に当てはめ考えてみますと、分かっているもなかなか実行できていないのが現実ではないかと考えているところであります。このような現実を踏まえて、現在実施されている特定健診の現状について、具体的に数値等を示していただき答弁願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） おはようございます。健康推進課の馬原です。5番議

員の質問にお答えいたします。

まず、特定健診についてご説明をいたします。特定健診とは、特定健康診査の略で、生活習慣病の発症や重症化を予防するために、メタボリックシンドローム、俗に言うメタボですね、に着目し、生活習慣病有病者や予備軍を現在から25%減少させ、また医療費の伸びの適正化を目指して、平成20年度に始まった検診でして、腹囲や身長、体重、血圧、血液などを検査するものです。平成20年度から25年度までの町の平均の受診率は41.05%となっております。まだ不確定ではありますが、平成25年度単年度では、対象者1,901名に対し、受診者が831名で、受診率は43.7%でした。なお、特定健診の対象者は、40歳以上74歳以下の原則国民健康保険の加入者となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、課長のほうから受診率はパーセンテージを示していただき、お答え願いましたけれども、では町としては特定健診の受診率をどれくらいまで伸ばすのを目標にされておりますでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 最終目標は、平成29年度までに実施率60%を目指しております。しかしながら、分母である対象者が年々減少しているのが現状であり、分子としての受診者一人当たりの割合が大きくなってきております。そのため、受診者数が対前年比でわずかに減少しても、受診率は大きく減少することになるため、最低でも受診者数の現状維持は必須であると思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） それでは、受診率向上に向けての取り組みをどう進められようとしているのか答弁願います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 受診率の向上に向けては、町民の皆さまに対し、さまざまな取り組みを進めていかなければなりません。まず必要であることは、昨年度までの健診未受診者に対する電話や個別訪問等による受診勧奨の強化だと考えております。また、高森POINTチャンネルを利用した直接的な受診の呼びかけや、広報等による周知も必要であると思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長が申し上げられましたさまざまな取り組みを実行して

いただき、受診率アップにつなげていただきたいと思います。

では、継続して受診されている対象者に対しては、どう取り組まれますか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健診には、いろんな項目がありまして、町独自の検査項目として、総コレステロール値の検査というのを追加しておりまして、昨年度に比べまして、より生活習慣病の早期発見につながるのではないかと期待しております。また、今後も継続して受診していただくために、健診結果を健康維持改善のために役立ててもらうことができますように、各個人への結果説明や生活改善への支援を実施したいとも考えております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 現状等については理解できました。

それでは、一つお伺いしますけれども、先週の土曜日に回覧板でですね、私宛てに、ここに持ってきておりますけれども、大腸がん検診無料クーポンを利用しようという封書が来ていましたが、初めて目にすることで、この内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 大腸がん検診につきましては、40歳から5歳刻みで、60歳までの方に対しまして、年齢の節目ということで節目検診という意味で無料クーポン券を配布しております。これは男性も女性も一緒でございます。それから、女性に関しましては子宮がん検診がございます。これは20歳及び平成21年度から24年度までの未受診者の方に対して。乳がんについても同じように40歳及び平成21年度から平成24年度までの未受診者の助成の方に対し配布しております。この機会に、がんの早期発見・早期治療のためにも検診を受診いただければと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい。分かりました。早速、来月ですね、19日から来月いっぱい、31日までに住民健診が始まるわけですが、19日から31日までですね。この住民健診を受けられなかった対象者にはどういった対応をしていくのか答弁願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 一応健康診査にはですね、三つ種類がございます、一般健診、特定健診、高齢者健診です。25歳から39歳までの一般健診と、75歳

以上の高齢者健診につきましては、現在のところ、集団健診のみのため、今回受診できなかった場合、10月下旬にもう一度健診を実施いたしますので、その際にぜひ受診いただきたいと思っております。なお、行政区ごとに会場、時間等が指定されておりますが、指定日に都合が悪い方は、ほかの会場でも受診できますので、ご利用いただければと思います。

また、40歳から74歳までの特定健診につきましては、町内の医療機関、または南阿蘇村の4医療機関、及び大津町のセントラル病院で、来年の3月末まで受診できるように健診の契約を予定しておりますので、受診いただければと思います。ちなみに、平成25年度、昨年度は住民健診期間以外に、医療機関において44名の方が受診されておりますことを申し添えます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 先ほど答弁いただいた無料クーポンの件ですね、男性が大腸がん検診、女性のほうがマンモグラフィ、乳がんの検診及び子宮がんの検診ということで、なかなか良い施策だと思いますので、来月の19日から始まる住民健診にはぜひ行かせていただきたいと思っております。

一方、視点を変えますと、国保財政を圧迫しているのは社会の高齢化だけが原因とも思えません。病院に行く、診察を受ける、処方箋が出る、薬代を払うといった、一連のことも国保運営の歳出面で大きなウエイトを占めていると考えられます。そこで、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品を推奨し、新薬から切り替えることで、医療費の抑制に一定の効果が期待できるのではないかと考えているところであります。私の知っている方は、処方されている医薬品のうち数種類の薬がジェネリックに変わったお陰で、薬剤費の負担が下がったとの話をされておりました。すべての薬剤がジェネリックにとって変わることは、個人の体質や身体に合う等の相性であったり、薬品の飲み合わせであったり、その他の原因によって変更できない場合もあるでしょうけれども、医療費の現状を考えた場合、ジェネリック医薬品の推奨は取り組むべきだとも考えますので、この点について今後の展望を答弁願います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） まず、今のご質問に対しまして、ジェネリック医薬品という言葉が出てまいりましたが、これは新薬といいまして、いわゆる先に開発された医薬品でございます。これの特許期間の終了後に製造された後発医薬品、新薬の後に開発された薬品ですね、これをジェネリック医薬品といいます。これは国が

その使用を促進しているのが現状でございます。ジェネリック医薬品の使用を促進することによりまして、薬剤費の削減を図るとともに、被保険者ですね、患者さんの自己負担の軽減にもつながるといことで、盛んに推奨しているところです。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ちなみに、国内でのジェネリック医薬品の数量シェアはどれくらい把握されておりますでしょうか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 数値が平成24年度の数値ではございますが、熊本県は全国3位の60.1%、全国平均では52.6%となっております。なお、国としては平成30年度末までには数量シェアを全国平均で60%以上にするという目標が掲げられておりますが、熊本県は今のところ、その目標値はクリアしているといことでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ではですね、今後どのようにしてジェネリック医薬品の使用を促進されますか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） さらなる普及のためには、国により品質の管理とですね、薬品の安定的な供給は行われると思いますので、町としては個別に、または広く国民健康保険の保険者に対しまして、周知に努めることが重要であると考えております。なお、現在ですね、国民健康保険の新規資格取得者に対しまして、ジェネリック医薬品希望カードというのを配布しております。このカードを配布しておりますことによつてですね、医療機関とか薬局等でジェネリック医薬品を使いたいという意思表示ができますので、使ってくださいといことで周知をしているところが現状でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今までの取得者に対して、さらなる周知に努めていただき、今課長が答弁の中にあつたように、新規資格取得者に対して、ぜひ推進していただき、少しでも医療費の削減に努めていただきたいと思います。

先ほど、健康診査の現状等につきましては、答弁いただきましたけれども、本町におきましては、今年3月に健康たかもり21という新たな計画が作成されています。そういったことで、次にお伺いしますのは、健康診査受診後の追跡、いわゆる事後指導がどのように実施されているのか答弁いただきたいと思います。

- 議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。
- 健康推進課長（馬原恵介君） 健康診査の結果説明会におきましてですね、各自の健康診査結果のデータをもとに、自分の身体の中でどのようなことが起きているのか、また病状とか状態の進行を抑制し、合併症等を引き起こさないようにするためには、日常生活の関連がどのようにあるのかというのを本人が理解できるように、集団的に、あるいは個別的に指導しております。
- 議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。
- 5番（立山広滋君） 今答弁にあった、指導することによりですね、どういった結果や効果が出ておりますでしょうか。
- 議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。
- 健康推進課長（馬原恵介君） 健診結果のデータで、あまり良くない数値の人につきましては、いわゆる一般の人より重症化している人に対しましては、重点的に家庭訪問を実施したり、個別指導を行っております。その結果、訪問実施率は以前の35%から83%へ改善しております。該当者は反対に157名から105名減少させていくことができっておりますので、言い換えれば健康が改善された方が52名はいらっしゃるということです。
- 議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。
- 5番（立山広滋君） ではですね、結果説明会に来られなかった人の対応はどうされておりますでしょうか。
- 議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。
- 健康推進課長（馬原恵介君） 説明会に参加されなかった方につきましては、不参加者リストというのを作成しております、そのリストによりまして、結果説明の個別面談の勧奨を行っております。健診を受診するだけで終わるということではなくて、健診結果に基づく健康管理により、心臓病や脳血管等の病気を起こさず、元気に生活できるように、結果説明の必要性につきましては、周知をしておりますところでございますが、今後もそれを強化してまいりたいと思っております。
- 議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。
- 5番（立山広滋君） 健診の結果に基づきですね、自分の健康管理をする大切さが、今質問しながら、さらに理解できたわけなんですけれども、ではこれも大切なことで、先ほどの質問と重複するかと思いますが、未受診者に対して、今後どうやって受診していただけるような環境を整備していくのか答弁願います。
- 議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 先ほども答弁はいたしましたんですが、受診率60%の目標に対しまして、現在43.7%の現状でございます。ただ、その未受診者の中には、病院にかかっているからという理由で健診を受診しない方もいらっしゃいます。特定健診につきましては、平成24年度から町内のかかりつけ医や、南阿蘇、大津町ですね、一部の病院につきましては個別で健診ができるように契約を締結しております。ですから、その方々につきましては、その病院でやっていただきたい。また、未受診者リストによる受診の勧奨や、健診リピーター率を増やすためにも、健診の必要性の周知や保健指導のレベルアップを図っていきたいと考えております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 受診率の向上にむけて、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、健康たかもり21計画についてですが、まず健康づくりを実施する上で、町の現状についてお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 町の現状といたしまして説明いたしますと、住民健診の結果によりまして、懸念される点が3点ほどございます。一つ目は、高いLDLコレステロール、これは俗に言う悪玉コレステロール値ですね。それや、高血糖状態の人が多く、動脈硬化を引き起こしやすい状態にあるということです。二つ目は、脳血管疾患や虚血性心疾患等の生活習慣病にかかる医療費が、総医療費の7割を占めているということでございます。三つ目は、認知症や脳血管疾患、間接疾患によって介護保険を受ける人が多いのが顕著であるということです。以上の3点が現状として懸念されているところです。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長のほうから3点述べられましたけれども、では町長にお尋ねいたします。

今回の健康たかもり21計画は、健康推進係と国民健康保険係が、これまでそれぞれの立場で取り組んでいた健康づくりについて、横の連携を密にしていく計画として策定されたという説明を受けております。この計画が今後の健康づくりの核として活かされていくことになるとは思いますが、改めて説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、住民健診を受診していただくということで、お礼を申し上げますと同時に、

ジェネリックの希望カードですね、関しましても広報の啓発のほうをお願いしたいというふうに思います。

健康たかもり21の計画について、改めて説明を願うということですが、これまでは健康推進係が高森町健康増進計画、国保係が高森町国民健康保険特定健診審査等実施計画書をそれぞれが目的は健診受診率を主として策定をしておりましたが、これは二つの係がやっていることが、目的、目標が同じということですが、だからこそこれを融合させて、目的としてはやはりスピード感を出すということになります。また、そのことによって、やはり町が独自で行う、ほかの各種計画との融合性が図れるというふうに思っておりますし、図れるように努めることが可であり、私が指示を指導することだというふうに思っております。そのことによって、スピード感が増し、ほかの各種計画との融合性が図れることによって、やはり目的としている個人ごとの健康格差を縮小すること、健康寿命を延ばすことが達成できるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長の答弁の中にありました両計画を融合させるということ、融合という言葉がありましたけれども、このメリットはお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） やはり先ほど4番 芹口議員のときもご答弁の中で述べさせていただきましたが、同じでございます。目的が似ている計画であっても、それぞれの係がばらばらで策定した場合、やはりその係間の関係というか、連携が希薄になるという部分はなきにしもあらずというふうに思います。やはり縦割りではなく、縦割りの良いところ、そしてそれに伴う横軸の連携があることで、責任の所在がはっきりするという、それと各係がスピード感をもって計画を遂行することによって、先ほど申しあげました当初の目的を達成する日が早くなるというふうに考えております。それがメリットでございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 最後にですね。先ほど現状については説明がありましたけれども、その現状を改善する、町長、具体策はありますか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 現状というのは、馬原課長が答弁した現状ですか。健診後の現状ということですね。はい、分かりました。改善策といたしましては、もう一に受診率のアップ、二にリピーターの確保、三つ目が事後指導、健診後の指導の徹底、

この三つを徹底することが改善策であるというふうに思います。この三つを徹底しなければいけないということを、職員間が課を超えて、全職員、行政の職員ですので、どの係、どの担当ではなく、やはりそこを超えて、そこを認識することが一番ではないかというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） それぞれの項目について答弁いただきましたけれども、健康は我々が生きていく中で最も大切なことであります。ただ単に日々を過ごしていくことができるのも大切なことかもしれませんが、生活の質、すなわちよく言われておりますQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上ということが私は非常に大切なことであると思います。健康づくり、健康の維持のための施策、これは医療といったことばかりではなく、例えば高SPO、また個人での日々の健康づくりに向けた取り組みといったものも含めた町の大きな課題でもあります。

最後になりましたけれども、先ほど申し上げましたように、住民の生活の質の向上につながる取り組みがなされるよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。現在、梅雨に入りまして、一昨年のような大災害が起きないことを今念じておるわけでございます。

本日は、通告しておりましたとおり、三つの質問をしていきたいと思っております。

1番目に町営住宅の現状と今後について、2番目に町の空き家対策はというようなことで、それから3番目に牧野の維持管理、また町の対応というようなことでお伺いしたいと思っております。

町営住宅の現状と今後についてということで、公営住宅において平成20年、それから25年度において、入居者の現状をお伺いします。住宅内において一人老人の方、及び障がい者の住まわれている家庭はどのくらいあるのか。年間どのくらいの方が住居を求めているのか、何名の方の入れ替わりがあるのか、また1年間に何名の人たちを行政として受け付けておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 6番 森田議員の質問にお答えいたします。

現在、町が管理しております住宅は、17団地、89棟の253戸となっております。内訳につきましては、公営住宅81棟の234戸、特定公共賃貸住宅3棟の6戸、貸付住宅が5棟の13戸となっております。

6月現在の入居戸数でございますけれども、249戸で、横町団地の政策空き家の1戸を除きまして、現在、入居案内中でございます。住宅の入居者の選考につきましては、翌年度の入居者として、基本的に1月から2月まで募集受付をいたしまして、3月に入居審査会を開催しております。このときに住宅の困窮度を基準に判定しまして、優先順位を決定しておるといような現状でございます。所得制限等のない特定公共賃貸住宅につきましても、同様に受付をいたしまして、入居は抽選で行っている現状です。

入居者の年齢層ということでございますが、現在、249戸で592名の方の入居者がありまして、階層別で申しますと、9歳以下64名、10代が87名、20代が55名、30代が67名、40代が89名、50代が61名、60代が59名、70代が59名、80代が47名、90代が4名となっております。このように65歳以上の一人暮らし世帯につきましては52戸あります。また、障がい者のいる世帯は18戸おられるという現状であります。

お尋ねの申込者数ですけれども、毎年だいたい25名から30名程度あっておりまして、入り替わりといいますか、1年間待って住宅に入れなかった世帯というのは、その年によってばらつき等がありますけれども、昨年場合は結構異動が多くございまして、入居案内が進んでおりまして、入居待ちは7世帯と、少なくなっております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、建設課長のほうから17団地253棟、今話を聞いていますと、たいへん60歳から80歳の人がほとんどを占めているという感じを受けるわけでございます。それから、年間の受け付けは25から30名ほどの受け付けがあるというような話でございます。その中においてですね、やはり私もこの公営住宅にたいへん興味があります。その中で、災害時の対応というようにことで、台風や水害、地震、火災、近年稀に見る災害が各地で起きています。町においても公営住宅において、確か2月だったと思いますが、小火火災が発生しております。住宅内においてもますます高齢化が進み、さまざまな災害にどのような対応を今後考えておられるのか、また障がい者の方の対応はどのように取り組んでいかれるのかを質問いたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

災害時の対応ということでの質問でございます。先ほどの住宅火災につきまして

は、高齢者一人暮らしの駅前団地で発生したわけですが、日常生活の相談等は民生委員さん等、地域の協力を得て心のケアもしてきております。災害時の対応につきましても、住宅入居者ということだけでなく、一般住宅とですね、変わりなく、入居者の対応を住宅係だけでなくですね、先ほどといいますか、関係機関やですね、地域のご協力を得ながら適時の見守りや声かけ等を行いまして、また大きな災害等の発生の恐れがある場合には、町の災害対策本部と一体となりまして、関係機関の連携を密にし、連絡調整を行いながらですね、防火、防犯、防災面で、入居者でもあります町民の安全を確保していきたいと考えております。

また、平成22年度には、町営住宅に全戸、火災報知器を消防法の基準を満たしております、防火対策をとっております。また、昭和56年度以降の建設につきましては、建築基準法の耐震基準に基づいていることも申し添えたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 地域の協力を受けながら、連絡調整をしながら町民の安全を守っていくというようなことでございます。私も今聞いてみまして、安心しました。

次に、町長にお伺いいたします。老朽化した公営住宅が多数、町内においても見られるわけですが、中には浴室や合併処理浄化槽等、不備なものも現存しています。高齢者や障がい者の住みやすい公営住宅の供給こそ、観光立町にふさわしい住宅だと思われたいわけですが、行政内においても若い職員も多数見受けられます。若い人たちにもゆとりある住生活の実現と、安全で快適な公営住宅の供給も望むところであります。これから本格的な長寿命社会へ向けた、高齢者や障がい者にやさしい良好な居住環境を整えた公営住宅の建て替えの検討は、町長において考えておられるのかを質問します。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員のご質問にお答えいたします。

古い住宅の対応、その建て替えの検討ということでございます。まず基本的に公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸すと。そのことによって、町民の住民生活安定、社会福祉向上の増進に寄与することを目的としております。その中でですね、議員がおっしゃるように、老朽化が進む中で維持補修も含めてですね、有効活用、補助金等々を使ってやっているのが現状でございますが、私が町長に就任する前に、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活

用計画書に基づき検討されております。建て替え、取り壊しの計画がしてあります。しかしながら、現実的な問題といたしまして、低額の家賃で借り受けている住民の方は、新しい新規住宅を計画どおり建て直した場合に、当然これは段階的なことでもあります。段階家賃の設定、要は家賃が上がるわけなんです。その最も大事なことを、過去、地域の住民の説明会であったり、そういうところで一番住民の方に言いにくいことを、これは説明されているかどうかということに関しましては、はっきりそこは私が立ち会ったわけではございませんので、過去のことで分かりますが、住まれている方はそのままの家賃で借りれるのではないかとされていること、私はここが一番ですね、問題があることではないかというふうに思っております。改選組の議員の皆さまは、多分、自分の地元での住宅の建て替え等々については、多くの質問や要望を受けられていると思います。だからこそ、私の前の世代での計画に関しましては、知られていることは当然だと思っておりますので、逆に私は、議員がおっしゃるように、その建て替えの必要性というのは、これは当然あると思いますが、その前にやらなければいけないことは、過去に作った計画、及びそのときにどういう説明をしているのかということを検証し、一番言いにくいこともやはりしっかり伝えた上で、伝えること、その上でもう一回やはりこの総合的な方向性というのは見直すべきではないかなというふうに思っております。もちろん県の住宅課や、今後見直した、5年に1回の総合計画を、4年の首長さん、議員さんの任期に見直した、この総合計画の中でですね、やはり県からもご指導いただきながら、この見直し、要は建て替えのことも取り入れていかなければいけないのではないかとこのように思っております。建て替えるか、建て替えないかの前に、過去のことを一旦どういう議論だったのか、そしてそのときどういう説明がなされて、どういうふうに住民の人が、住まれている方が思われているのか、これが変なデマになったり、違う形で伝わったりしたら、そもそもの公営住宅の目的が達することができませんので、やはりその情報の共有であり、共感という部分をまずは取り組むべき、それから建て替えに関しては判断するべきではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 確かですね、私は1期の頃、最後の建て替えが平成14年から16年の間に確か造られておると思っています。私が何でこの質問をしたかということ、確かにたゞいま町長が話されましたように、低所得の方が入居されておると言うようなことでございます。しかし、古い住宅をですね、公営住宅をこのまま何も検

討しないというようなことは、ちょっと行政としても私はおかいんじゃないかというようなことで質問しましたが、今後は十分に住民との会話をもちながら、共感をもって、町長に今後もよろしく願いしておきたいと思えます。

続きまして、町の空き家対策というようなことでお伺いたします。皆さんもご存じのように、昨年の冬から春にかけて、草部南部のほうで数件の火災が発生しております。一軒家だったお陰で、お陰というようなことは、これはちょっと私も言いませんが、延焼は免れましたが、もし町内の空き家でこういう火災が発生したら、どんな惨事になったか考えただけでも悲惨な思いがするわけでございます。近年、地震や台風、自然災害も各地で多数発生し、相当な被害を招いております。また、各地で空き家被害も発生しており、町民の中には昼、夜、落ち着けない、眠れないと言われる人もおられるわけでございます。そのような中、町として、この対応・対策をどのように考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 6番 森田議員のご質問にお答えをいたします。

空き家に対する防災上の対策ということで述べさせていただきますけれども、結論から申しますと、空き家につきましては民法等の規定によりまして、所有者の責任が問われることとなっております。従いまして、町ができることは、火災であれば、事前の見回りを強化するというような対応しかできないと考えますし、地震においても崩壊が発生した場合について、その所有者の責任ということになりますので、公の立場としては全く手が出せないのが現状でございます。議員もご存じのとおり、一昨年、横町にございます旧松の子の建物が、民間の方々のお力で取り壊しができましたけれども、それまで建物は老朽化というよりも、もう建物の体をなさない状態になっておりましたし、周辺住民の皆さんが直接的に家屋への被害が発生したり、それから生活する上で崩落の不安というものがございましたけれども、何ら手を出せなかったのが現状でございます。このような現状で、県内どの町村も全国的に同じような問題を抱えております。市町村によっては、独自に空き家対策条例を策定しているところもございます。その条例の中身は、所有者に対して指導、助言、勧告を行うことや、必要に応じて立入調査ができるように定めてあります。それに従わない場合は、公表できることになっておりますけれども、実際に運用している自治体を全国的に見てみますと、その条例の効果は薄いと言わざるを得ない状況でございます。いろいろ調べてみますと、弁護士の見解等を参考にいたしますと、具体的な損害があれば所有者に対して損害賠償を請求訴訟や調停の申し立てを

行って、建物を解体することを求めるという方法を執ることができますけれども、現状のところでは、行政として手が出せない状況であるということをご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長のほうから、行政としては事前の見回りとか、崩壊したとき、町としては手は出せないというようなことをございます。これはですね、私も思うには先ほど総務課長が話されましたように、町のほうであるようなこともありましたが、本当に空き家も増えてくるので、町としてもですね、手ぐすねを引いているわけには、今後、対応なり考えていかななくてはということでご質問をしております。

次に、町の景観が、空き家が増えてくると、できなくなってくるわけでございます。今後、空き家もますます増えていくというようなことで、空き家が進むと町の中まで見すばらしい街並みに見えてまいります。町内においても何か所かあり、そこを通るたび、私も寂しさが増すばかりです。町の景観も損なわれ、人の出入り、また観光客も減少する要素に成りかねないかと思っております。町の景観維持もできなくなり、寂れていく気がしています。先ほど総務課長が言われますように、一軒一軒個人の家だから、深い対応はできないかもしれませんが、町として今後の取り組み、対策など、どのように考えておられるのか質問をしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

政策推進課では、観光立町条例に基づき、観光立町推進計画の中で既存施設資源を活用した観光拠点の整備として、中心市街地の空き家店舗の活用を挙げております。地域づくりや観光集客に向け、空き店舗を活用し、まちづくり情報発信基地としての利用や、農産加工品の直売所などに利用できるような空き家調査を今から実施する予定でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長のほうから空き家を利用したいろんな計画も策定されているようでございますので、少しは安心しました。

町長にお尋ねいたします。町として、将来、この空き家対策をどのように考えておられるのか、また町長もいつも言うておられるように、観光地の形成、それから環境の整備など、全庁を挙げて取り組み、観光立町のため、まちづくりを掲げておられます。空き家方策をどのように考えられ、今後どのような対策をお考えなのか

を質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員のご質問にお答えいたします。

議員がこの空き家について、たいへん将来がどうかということをお考えしている、危機感を抱かれているということでございます。だからこそ、先ほど東課長が申し上げました、観光立町推進基本条例の中でこの活用がうたわれております、中心市街地に限りましては。また、その調査を今やっている最中でございますので、今後、議会に予算としての提案がなされることを申し添えておきたいというふうに思っております。

まず、やはり法律的な問題がありますので、非常に言及もしにくいわけですが、私はそもそも松の子の解体につきましては、その法律上、すべて知っておりました。だからこそ、もう民間の力を活用する以外は解決の方法がないということで、だから解決されずにここまで来たということだったのではないかなというふうに思っております。その中で、多々ご心配をおかけしたこともございましたが、結論から申し上げますと、二十数年間、要望が出てたことが解決ができたというのが結論でございます。要は、民間の方、すなわち住民の方ですね、やはりそういう共有する部分、感情がはっきり表現がやっぱりできてくること、このことがやはり地域に住まわれている方がそこにある空き家の持ち主に関して、やはり意見が地元で出てるぞということをしっかり伝えること、このことが解決の第一歩じゃないかなというふうに思っております。議員もご承知のように、実は県民が誇るべき文化遺産として熊本県認定の熊本歴町五十選に高森町は選ばれております。だからこそ、やはりこの高森町がこれに選ばれているという広報を行政もしっかりしなければいけないし、また議会の皆さまにもこの実は五十の中に入っているということは、たいへん街並みとしてはきれいであると、きれいでなければ逆に言うといけないということでもありますので、そのことをぜひとも一緒になってですね、広報していきたいというふうに思っております。やはり法律の壁はございますが、この民間の方、住民の方ですね、創意工夫をもって、一角を崩せる、スタートができる、やりながら逆に言うと修正ができる形のスタート点は、やはりその共通の認識、将来のまちづくりに対して、景観であり、防災であり、防犯であり、空き家はたいへん良くないぞということに住民が共有すること、このことがスタートではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長のほうから法律問題も民間の人の力がなくては、この解決は難しいんじゃないかと思います。今、調査中というようなことでございますので、この調査が出た後もですね、また行政のほうからそういう話などをもうけてもらいたいと思います。

また、町長も今年から、美しい村づくりのほうで取り組んでおられますので、その中においてもですね、こういう空き家対策もしっかりとした行政のほうで対応していかななくてはならないと思っておりますので、その点についてもよろしく願いしておきたいと思います。

最後に、牧野の維持管理、町の対応はというようなことでお聞きしたいと思えます。町として、この牧野問題は、私は簡単に取り組める問題じゃないと思っておりますが、各地域で牧野組合があり、特に入会権というような問題が絡んできます。個人はもちろん、団体、行政が勝手に踏み込んで、何でもできるということではありません。町から見える阿蘇五岳の裾野に広がる牧野の荒廃が特に近年目立つようになっております。阿蘇国立公園内であり、草原千年祭にも昨年から取り組んでおられます。今後、影響が出てくるものと思えます。特に月廻から見ますと、目立つような感じがしております。野焼きをしていない牧野を今後どうしていかれるのか、魅力ある観光地の形成、環境整備の充実などを掲げておられますが、牧野の状況、観光としての牧野の対応をどうされていくのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 皆さん、こんにちは。6番 森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、現状でございますが、現在、本町には牧野総数が20カ所、総面積で850ヘクタールございます。町有地で入会権を有する牧野が8カ所、私有地または共有による牧野が12カ所ございます。そのうち16カ所、面積にして577ヘクタール、約68%、7割程度ですが、は現在も野焼きが、放牧が行われております。残り4カ所、273ヘクタール、32%においては、諸般の事情により野焼きも放牧も行われておりません。

野焼きを実施されていない地域については、農家も含め、地域関係者の高齢化や畜産農家の減少により、やむを得ず行われていないのが現状でございます。町としましては、以前のように野焼きを再開され、放牧や採草をしていただくのが望ましいのですが、あくまでも先ほど議員おっしゃったように、入会権や所有権を有する地域の皆さまの野焼き再開に向けた合意形成が最も重要であると考えます。

また、世界農業遺産についても古くからの採草、放牧という農家の営みにより草原が維持されたことによる認定であり、そこに居住されている農家の方や地域住民の協力なしには成り立たないものであります。

そのような点を踏まえ、これからも草原再生に向けた協力を得られるよう、活用が見込める牧野については、地元の方に働きかけをしまいたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、農林政策課長のほうから、総面積が850ヘクタール、野焼きもされていないのが237ヘクタールというような話がございました。この野焼きはですね、町長もご存じのように、昔から牛の放牧と草原再生を守るというようなことで行われてきたわけでございます。その中において、草原再生協議会の会議が恐らく阿蘇郡内であっておると思います。阿蘇草原再生千年委員会の中で阿蘇郡7市町村で昨年から開催されています。草原の現状や保全策について話し合いがされたと思います。畜産農家の減少と高齢化、担い手不足で、草原の維持管理が厳しくなっています。郡内で草原再生千年祭が継続されていくということですが、草原再生協議会について、今後、町のお考えはどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

この野焼きの必要性は、森田議員が一番お分かりだというふうに思っております。そういう中で、阿蘇草原再生協議会がどのような対応をしているかと、あそ千年祭委員会の中での意見交換等々、各市町村長及びその担当の課長さんが出席して、また有識者及び九州の経済界のトップも出席して、その会は意見交換が行われているわけでございます。その中でですね、やはり現状の報告が一番多いわけですね。輪地切りを行うのにあたり、その延焼する、また延焼するところの指定解除ですね、保安林指定解除を求める声や、その万が一火が出たときに、地元責任者の負担軽減等々を求める意見は、いつもこれは同じ意見ですけど出ます。その中で、前回、私本人が出席をいたしまして、これは個人の私が思う提案ですがということで、野焼きの実施をですね、各牧野組合単体ではなく、共有の維持管理のため、牧野組合が連携した組織づくりを例えば行う、これは例えですね。そのまとめて、その上に一つ組織をつくるというような提案や、若しくは野焼きボランティアの協力をさらに強化するために、やはり広く広報する、要は野焼きの必要性、今日は生徒も来てお

りますが、何で必要なのかということをもっと分かりやすく伝えないことには、やはり高齢化している、もう誰もやり手がおらん、おらん、できない、できないのそのオンパレードになると思いますので、その広報化が必要ではないかということをご提案をさせていただきました。九州農政局長がお見えになる中で提案をさせていただき、農政局長の答弁の中に、「国が行う事業で農林再生事業補助金というのがあります」と、「熊本県内の自治体はどこも一自治体も使っておりません」ということで、農林水産省の管轄であるということで、「ぜひ町長、その補助金、これは10分の10です、要は100%です、を使って広報を高森町単独でもやっていただけないですか」という答弁を引き出しましたので、現在、その広報の作成に向けて、その補助金を活用してですね、まずは高森町民の方、住民の方に、その必要性を講じる必要がある、広報する必要があるのではないかということ、これからやっていきたいというふう思います。今、私が答弁したことが、草原再生の協議会で千年祭委員会の中でも述べられたことでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 現在、町長も、牧野がお互いに連携して、共有していったらどうだろうというようなお話でございました。それから、補助として10分の10の補助があると、今それに向かって話を進めているというようなことでございますので、安心しております。

続きまして、町において維持管理をどのように考えていかれるのかということで質問いたします。農家の減少と高齢化の中で、草原の維持管理が厳しくなっております。町内においても豊富な資源が、先ほど課長のほうから言われましたように、850ヘクタールあまりあり、野焼きにより肉用牛の放牧、草資源の管理が今までできたことは言うまでもありません。高齢化、担い手の不足が進み、野焼きのされない牧野が多数見受けられるようになり、荒れ果てていきます。町としても、野焼き対策として助成金がなされていますが、牧野において野焼き継承者の確保がかなり難しい状況です。高齢農家と担い手等の役割分担、それから近隣牧野、集落、地域住民との連携などを図り、活動を通じて地域資源草原を守っていくことが今後は大事な課題だと思います。

そこで、各牧野組合との話し合いの中で、野焼きをした後に広葉樹か針葉樹などを植栽し、水源涵養地として地下水保全のための対策などの考えはお持ちなのか、また牧野の維持管理を町としてどう考えていかれるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

牧野のですね、総合的観点から今後の維持管理、また植林もですね、水涵養についてを考えると必要じゃないかということでございますが、私はやはり入会権の権者や土地所有者、また地元の関係者の合意のもと、すべてがそこが合致しないと、なかなか実際打って出ることは難しい部分があると思います。1点お聞きしたいのが、やはり非常に議員ご地元の牧野組合は高森町管轄ではございません。しかしながら、今日のご質問をやはり考えますと、これはアドバイスとしてですね、多分すごくうまくいっている部分があると思うんです。だからこそ、一回そこをですね、議員にお尋ねをして、今どういう取り組みをなされて、地元合意形成のために今までどうやってこられたかということをお聞きしたいと思います。それはなぜかと申しますと、そのことによって、それをヒントにして、これから取り組んでいかなければいけないこともあると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長のほうから、地元の牧野の今までの経緯をとというようなことでございます。確かに、私たちの牧野はですね、山都町のほうに属しております。長谷地区ですね、山都町の。それで、これは確か私が1年前、町長もご存じだと思いますが、メガソーラーの話が、恐らく議会内で私は聞いたんじゃないかと思っておりますが、その中でこういういい話があるならというようなことですね、私も県のホームページのほうに出させてもらいました。何で出させてもらったかというのは、高森町の原野ならですね、これはもう町長もご存じのように、阿蘇国立公園の中に入ります。それはもう絶対断念しなくてはならないことですが、うちの牧野が山都町というようなことで、そういうふうな提示をしまして、県のほうにですね、それに3社、4社、業者が飛びつきまして、その中の1社と現在交渉しております。もう99%ぐらいはですね、決まっております。それで、今後、私たちも、何で私がこういう話をしたかというのはですね、町長もご存じのように、メガソーラーもできない、牧野は荒れてくる、先日の議会報告会の中でですね、高森町の地元の方から、牧野は要らないと、どぎゃんか町でしてくれんかというような話もございまして。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝議員。町長の質問の趣旨は、これまでどういう形で地元の合意形成を図りながら維持管理をしてきたかというお尋ねでございます。

○6番（森田 勝君） はい、分かりました。

その中でですね、今、維持管理を私たちもされたかというようなことござい

すが、先ほどから言われていますように、やはり後継者不足、それから高齢者というようなことで、私たちも現在、牧野の面積がですね、116ヘクタール近くあります。その中で現在の組合員数が26名、この組合員数でですね、今後この116ヘクタールの面積が維持管理ができないというようなことで、先ほどから言われておりますように、メガソーラーのほうに飛びついたという、これはちょっと語弊かもしれませんが、そういう話が来ましたので、そっちのほうに現在やっております。現在ですね、私たちの牧野も野焼きを行っております、これはボランティアの協力なくしては、野山も現在ままならないような状況でございます。今後ですね、先ほどから言ったような話が順調にいくことを私も願っております、うちの牧野がですね、高原野菜も随時作っていくような話もございます。それがですね、この高森の見本になるようなですね、形になれば私もよかったかなというような、今、気がしておりますので、後々ですね、この話が決まりましたら、また行政のほうにも伺いたいと思いますので、そのときはよろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員にお尋ねをいたしました、議員のご地元、116ヘクタール、26名の方がいらっしゃるということで、今、話を要約いたしますと、やはりボランティアがたいへん必要であるということと、二つ目がこれが何の目標にしる一つの目標を掲げて、それに向かってやはり組合員さんが一緒の目標を共有するということが大事であると。それが議員のご地元であれば、メガソーラーのエネルギー事業であつたりに伴う、例えば新規の農産物の開発であつたりすることではないかというふうに感じたわけでございます。今、議員のほうからアドバイスもいただきましたが、高森町といたしましては、やはり先ほどおっしゃった、議員がアドバイスをしていただきました、そのボランティアの方法、育成、それとともに阿蘇全体が世界農業遺産の認定を受けておりますので、草地保全と畜産振興は町の重要な施策と位置付けまして、今後ともアドバイスを参考に積極的に取り組んでまいりますので、特に森田議員におかれましては、今後もアドバイスをお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） どうも先ほどの答弁で、ちょっと私が勘違いしております、どうもすみませんでした。

この牧野関係におきましては、私も自分のうちの牧野がですね、先ほどから言い

ますように、スムーズに解決ができ、高原野菜を主体にするメガソーラーというようなことをございますので、それがですね、高森町にもそういう稼働ができますなら、今後取り入れていってもらってですね、こういう取り組みもあるというようなことを、行政のほうとしても認識していただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

今回の質問は、私が町議会初当選後の平成23年12月議会定例会及び翌年3月の議会定例会で質問いたしました駐在区の見直しと未加入者の対応について、再度質問いたします。

このことについては、私が役場職員として勤務していた折から感じていた問題であり、町行政の補佐的役割を担う駐在嘱託員の役割とその活動は、今後のまちづくりの一番大事な部分であるとの認識から、残りわずかとなった議員任期中に、どうしても今後の対応と解決の糸口を見出したいと思い質問させていただきます。

当時、町長は私の質問に対し、行政区の見直しはほとんどの町民の方がご存じのことであり、以前から取りざたされている問題であると承知している。また、私の質問を機に、今後十分対応していきたいとの言葉をいただきました。その言葉を楽しみに、現在まで期待をもって待っておりましたが、その見直しが現在もなされておられません。

振り返ってみますと、私が質問した後、平成24年、平成26年の2回にわたり、駐在嘱託員改選が行われました。そんな中、平成24年の駐在嘱託員改選は、私の質問後、間もないことから、協議する時間と改選準備の関係から間に合わないに

ろ、平成26年の改選では十分な時間もあつたこと、また質問に対し、今後検討するとの答弁から、何らかの見直しがされるものと期待いたしておりましたが、残念でなりません。

では、なぜ見直しができなかったのか、何が問題であるのか、行政側の考えをお聞きするため、いくつかの質問をいたします。

まず、1番目の質問は、本年4月の駐在嘱託員改選が行われましたが、それまでには定期的な駐在嘱託員会議が開催されていると思います。その駐在嘱託員会議では、見直しの要望等はなかったのか、まずお伺いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

本年改選前の駐在嘱託員会議で見直しの要望がなされたかどうかということですが、要望はなかったということでございます。ただ、本改選直前にある駐在員さんから、戸数が多いので、分割、変更をお願いしたいとの相談がございましたけれども、私どもとしては区または地域の意見を集約していただいて、再度、意見を伺わせていただきたいということで回答をしているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。

要望はなかったとのことでありますが、私としては、なぜ要望されなかったのか不思議でなりません。と言いますのも、現在、議会で取り組んでいる議会報告会の高森会場において、昨年5月と本年5月の2回、現職であります駐在嘱託員さんご本人から私たち議員へ、見直しのお願ひがありました。お願ひされた内容を紹介いたしますと、まず昨年5月の内容は、「議会の皆さまにお願ひです。再三申し上げていますが、某地区の区長を仰せつかっております何々です。実は先週の火曜日、町広報紙の発送日であります、「広報たかもり」と教育委員会が発行した「私たちの高森町」の配布がありました。実を言いますと、この「私たちの高森町」が私の区では、12個梱包したものがありました。それと同時に、「広報たかもり」他の諸々の配布物があり、三百何十戸を回るのにたいへん苦勞いたしました。また、各地域で組織化されている自主防災組織の立ち上げを当地域でも計画しなければなりません、1,000名弱の住民を一堂に集めるのは、なかなか難しい問題であります。私たちも150戸から200戸ぐらいならよいのですが、現在三百数十戸でまだまだ増えるばかりです。」この後、一部ちょっと省略させていただきます。

最後に、「私自身、使命感をもってやっておりますが、議員さんたちにお願ひして、まずどこかで改革してもらわないと思います。ぜひ真剣に捉えていただき、そう長くない時期に手を打っていただきたい。」と話されました。

また、本年5月の議会報告会では、「昨年の議会報告会で、行政区の増設を議員に要望したが、現在でも組数が33組、約300軒強あります。このままでは行政区運営上、把握が困難であり、もう限界です。改善してほしい。」と訴えられました。

このことは、その地域の町民の総意かどうかは分かりませんが、現職駐在嘱託員さんが、苦悩のあまり議会報告会の公の場で訴えられたことは紛れもない事実であり、議会としてもそのまま放置することはできません。行政として、このような現状を認識しておられるのか、また議会報告会を町民から出された要望等の対応できない部分については、その都度、執行部へ内容が伝えてあると承知いたしておりますが、これまでどのような対応をされてきたのかということでお伺いしたいと思いますけれども、先ほど総務課長の答弁では、今回の改選後、当人からお話があつて、地域をお話をしてきてくださいというお話はされているということですが、もう一度、そのへんの詳しい内容をお聞かせ願ひたいと思います。よろしく願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 再度、答弁をということですが、4月3日に改選後の駐在員さんに辞令交付を行った後、駐在員会議を開きまして、その会議の中で発言がございました。嘱託駐在員につきましては、設置条例の中で駐在嘱託員はその区域内に居住する者のうちから区域内住民の選挙または推薦により町長はこれは嘱託することというふうに規定されております。確かに、議員が今おっしゃいますように、その地区の戸数はかなり多いものというふうには認識をしておりますけれども、あくまでも区域内の了解、それから理解がなければ、私どもも勝手に変更するわけにはまいりませんので、対象区域の住民の代表の方と一度お話をしましたけれども、やはりこれは区域内で整理をしていただいた上で、町に上げていただく問題であるというふうに整理をいたしまして、詳しくにつきましてはいろんな問題がございますので省略をさせていただきたいと思ひますけれども、現在はそこまでの段階です。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問にお答えいたします。

後藤議員がおっしゃったように、後藤議員の2回にわたる質問で答弁をさせていただいた結果、要は今日この日まで動きが見えないということが1点と、2点目が議会基本条例の中の第2条第6項にうたわれております、やはり議会報告会で出たことに関しては、しっかりそれをどのようにやっていくかということを経験していき、ということがうたわれておりますので、議員がおっしゃられることはもちろん当然ではないかなというふうに思います。その中で、今、総務課長がご答弁をいたしたとおりでございます。補足といたしまして、やはりこの規則はやはり大事ですが、そこをどうにかということもあります。そこには先ほど規則の中でうたわれている駐在区の住民の方々から選ばれた方でありますので、やはりその駐在区の住民の方が本当に求めているのかということを確認をしなければ、なかなか話自体が進んでいかないと私は考えておりましたので、先般より、高森POINTチャンネルで駐在員会議の様態を流させていただきました。これは本来であるならば、1時間以上、実は1時間半ぐらい会議があるわけでございますが、その中身をすべて町民の方に聞いていただくことによって、やはりその駐在員さんがいらっしゃる地域の方も見られますので、駐在員さんの実情であったり、役所の答弁であったり、また周りの方のほかの駐在区の区長さんの考えであったり等々が分かりやすくなる。そのことによって、進むのではないかなというふうに考えるところもでございます。できる方向性で考えるために一つ一つ積み上げていきたいというふうに私は答弁したことを思い出しておりますが、現在もそのことに変わりはありません。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今、総務課長の答弁では、本年の駐在員改選後の4月3日に、ご本人さんからお話があり、現在、その対応にあたっているとのことですが、先ほど私が述べましたように、昨年5月、議会報告会でご本人さんから私ども議会に対して要望があったわけですね。そのとき、議会議員としては、要するにお答えすることができませんでしたので、あったことは執行部のほうに伝えてあると思うわけですね。となりますと、今年4月3日でなく、逆に1年前ぐらいからですね、そういったお話の場をもたれるのが当然のことではないかなと。先ほど答弁を聞きますと、4月にあつたら、その後対応したでは、私はいけないのではないかなというふうに感じているわけですね。また、そういった取り組みをされているということであれば、そういうお話があった折にですね、議会に対してもこのことについてはご本人さんとかこういうお話をしましたということ、やはり議会のほうにも報告していただく。そのことによってですね、本年5月に開催した報告会ではそういった発

言は、私はある面ではなかったのではなかろうかを感じるわけです。なぜ私がこういうことを申すかといいますと、先ほども言いましたように、議会報告会となりますと、一般住民の方がたくさんお集まりになる公の場でございます。現職駐在嘱託員さんがそういうお気持ちであるのを再三にわたって、その場を報告されるということは、行政は何をやっているんだということになりかねません。そういった意味で、今回質問をさせていただいているわけです。

こういった現在の問題も含めてですね、このような問題、今後も予想されるわけですが、こういった問題を協議する機関、すなわち本町の駐在嘱託員の区割り変更等を協議する機関、そういったものが現在あるのかどうか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） お答えとしては、審議する機関というものはございません。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 現在のところ、そういう機関はないということですが、やはりそういった問題も数多く予想されますから、そういう機関でないにしても、やはり何かの機関でそういう協議なり、お話をすることがですね、今後の見直しにつながりはしないかなと私は思いますので、そういった機関、駐在員会議等でも行政のほうからそういう部分はありませんかというぐらいのですね、お話をされることも必要なと。やはりいろいろな悩みを抱えたままでですね、仕事をされるということになりますと、いろいろな大きな問題も出てきはせんかと懸念しますので、そういった機関もできるならつくっていただきたいなというふうに思っております。

私といたしましてはですね、これまでの経緯から見て、私は本当に本年4月の見直しがベストだったと考えますが、次期改選は2年後となります。であるならば、このような要望がある以上、そういった改選時にこだわることなく、やはり町内の状況を十分見られてですね、必要なときに見直しを考えてはいかがかなと思っております。

先ほど、総務課長のほうからちょっと言われましたけれども、高森町駐在嘱託員設置条例の第3条では、駐在嘱託員は町長の補助機関として、担当区域内における事務の連絡、周知、調査、報告、その他行政上の補佐を行うものとするがあります。このことは、本来、行政が行うべきことを駐在嘱託員にお願いし、代行していただいているわけでありますから、該当区域内において、そのような問題がある場合、

適切な対応を行うことも行政の責任と考えます。ぜひ早急な見直しをお願いしたいと思います。

次に、別荘地の駐在区新設の考えについてお伺いいたします。この問題について、当時、町長は別荘地新住民の方に対しては、行政からの連絡等に関して、支障が出ているということを確認している。しかし、別荘地に関しては、地域の中での活動をやらなくてよいため、また自分のライフスタイルで高森を選んだという人もいることから、できれば自主的に組織化を促進することをお願いしたい、それが第一の条件です。なぜかと申しますと、行政がやはり強制的にやる部分ではない。やはり自由意思という部分の兼ね合いの部分もありますので、そこらは慎重に進んでいきたいと思っていると、個々のライフスタイルを尊重される答弁でありました。

しかし、私が考えるには、一つの町を形成するとき、町民の参加なくしては町はできないし、また参加することが町民の責務と考えます。その上で、個々のライフスタイルを尊重することが大切ではないでしょうか。

本町では、一昨年の大災害、本年2月の四十数年振りの大雪に見舞われ、家屋や農作物等に多大な被害を受けたところであります。今後、どこでこれを超える大災害に見舞われるか予想がつかない現状、災害時や防災面を考えたとき、避難場所、消火栓の設置、防火水槽問題、日々の暮らしの中では道路の拡張、環境面では水道、ごみ収集問題等々、別荘地の住民の皆さまも多少なりともその考えが変わってこられているのではと感じているところであります。このことが現在、自主的に組織化されているところもあると伺っておりますので、できる地域から駐在区を新設され、駐在区の優位性を示すとともに、組織化されていない地区に対し、組織化を推進していただきたいと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問にお答えいたします。

まず、私がご質問にお答えする前に、先ほど冒頭で、役場職員時代から感じていたことだとおっしゃいました。とするならば、やはり災害は昭和63年、平成元年、2年度も行われております。そのときの役場職員としての感じたことに対しての施策があったのか、そしてその結果がどうだったのか、若しくは私が就任した時点ではこういうお話は、私は引継書には載っておりませんでしたので、それまでの行政の対応がどうだったのかをまずはお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） このことにつきましては、私が平成23年12月に質問した折にもお話をしたところでございますけれども、その当時、私が役場にその前にありましたときにですね、駐在区問題は行政の中で大きな問題となっております。そのときの議論としては、やはり非常に財政が厳しい中で、やはり戸数も減ってきている地区もあるということで、見直しの法案が出されたときがでございます。そのときには、今二つある行政区を一つにしたいと、町の考えもあったようでございますが、私はどちらかといいますと、福祉のほうに長くおりました関係で、やはり駐在員さんのご苦勞というのはよく存じていた関係から、やはりそういう事情もあろうかと思っておりますけれども、やはり減らすんじゃないくて、逆に新しい地域におきましては、住宅等も建って、たくさん組数も増えているところもありますので、ぜひそうするんじゃないくて、やはりその規模規模に応じた、やはり駐在員の配置を考えてはどうかということで、常日頃思っていたし、23年当初の質問のときにも申し上げた次第でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

23年度に議員が、やはり今と同じお答えを、当時、職員として思っていたと。形よりも実質がどうかということを議員は多分、職員時代に思われて、それを施策に表現しようと努力されたことに関しましては敬意を表したいと思っております。また、それができなかったのも、今、現状、私の代になっても、この問題をしっかり取り上げていただいているというふうに考えております。

私が答弁したときに、個人の思い、要はライフスタイルはやはり重要視しなければいけないとお答えしました。その後に九州北部豪雨災害があり、やはり住民の住まれている方の意識が変わってきたことは、これは私は変わっているんじゃないかなという予測をいたしましたので、実はちょうどですね、災害後に約50人ぐらいの集落の方の代表、副代表の方から、私も相談を受けております。ただし、その席で申し上げたのが、やはり先ほど言ったように、人との関わりが嫌で、都会が嫌で田舎暮らしを選んだんだという方いらっしゃると。だからこそ、やさしい方向性で進むとするならば、自主防災組織、要は自助共助の部分をお話をさせていただき、強行的につくりなさいとなると、なかなか難しい部分がありますので、先ほど議員がおっしゃったように、自主防災組織の形成ということでどうですかという話になり、当時の総務課長補佐と総務係長が説明をしに地元に向っております。また、地元の方もですね、その後にやはり災害をキーワードに、形がつかれないかというこ

とを地道に話は進められているようですが、その後、結果がまあ待ってくださいということで、最終的な結果には行き着いておりません。しかしながら、議員のご提案のように、この自主防災組織の必要性というのは、住まれた方、若しくは住民票を置かれている方は、これはすごく感じたはずなんです。だからこそ、今がチャンスでありますので、もしここで一気にそういう方向性にもっていくとするならば、トップダウンとしての判断が必要ではないかというふうに思っております。ただし、これはあくまでも先般の防犯カメラのときもそうでございますが、やはり一方では個人情報の部分であったり、いろんな部分に関わってきます。ですから、あまり行政側から電話をしたり、連絡をしたりするのを非常に好まれない方も実際いらっしゃいますので、慎重にやってはいかなければいけません。やはりここでトップダウンとしての判断をする場合には、これだけの災害が起こった土地でございますので、議会議員の皆さまもご賛同いただいて、一緒になって進めていく、誰かがやるのではなくて、これは町として必要なんだという共通認識をもってやっていくとするならば、可ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、現在行っております議会報告会の色見、上色見の会場を見ますと、多くのやはり別荘地にお住まいの方が、やはりご出席いただいて、非常に私たちでは考えられないような意見等も述べられます。私たちは長くこの町におりますから、高森町の良さが見えない部分もあるんですけども、やはりよそから来られた方はですね、違った意味での見方があるのかなと、非常になぜ今こういったところを残さないで、高森町はどうするのであるかというような意見もいただきます。そういったことをお聞きしているとですね、ぜひやはり行政区なり組織していただいて、やはりほかの行政区とともにですね、高森町をつくり上げていただきたいという思いがあるものですから、今のような質問をしたわけでございます。今後ともですね、定期的なそういうお話の会合もたれてですね、早い時期の一つ二つでもですね、駐在区が設立し、やはり町の一員となってですね、共にまちづくりに励んでいただければならぬと強く要望するところであります。よろしく願いいたします。

二つ目の質問、未加入者の対応について伺います。ここで質問する未加入者とは、先ほど質問いたしました別荘地にお住まいの方々を除き、現在、駐在区内に居住しているが、組には未加入である方々のことでございます。私は、常日頃から町民すべての人が同じ情報を共有することが、まちづくりの最大要因と考え、今日まで活

動を行ってきました。しかし、組に未加入のため、必要な情報が伝わっていないとの実態から、以前質問を行ったところでもあります。そのときの答弁では、平成23年11月30日末の数字で、総世帯数2,808世帯で、そのうち200世帯が未加入ということでありました。当時の答弁では、別荘地の住民を含んだ数字だったのではないかと考えておりますが、今回は別荘地の方々を除き、町内にどれだけ未加入者がおられるのか各駐在区毎にお分かりであればお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） それでは、お答えします。

あくまでも世帯数というのは、住民登録上ですので、それが正しい世帯数かどうか、これは分かりませんが、住民登録の世帯数と比較して、駐在区から上がってきた数字と比較した差ということで考えていただきたいと思います。村山地区が20戸です。上在が5戸です。天神上町は登録よりも多いです。旭通りが71戸、昭和が36戸です。下町、横町、冬野は登録数よりも多くなっております。それから、森が9戸です。上色見、色見地区におきましては、どの部分をいわゆる別荘地とっていいか、判断していいか、それはちょっと分かりませんので、総数だけ申しますと、これは参考です。上色見が33戸、色見が74戸となっています。それぞれ駐在区を分けるべきかと思いますが、参考ということで分けなくてもよろしいかなというふうに思っています。あとは、駐在区といたしましては、中が6戸、矢津田が3戸、草部が7戸、芹口が3戸、菅山が2戸、永野原が7戸、下切が1戸、津留1はオーバーしております。津留2が3戸です。野尻1が4戸、野尻2が1戸、尾下1はオーバーです。尾下2が2戸、河原1が2戸、河原2はオーバーです。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございました。

相当数の未加入世帯があるというのが分かりました。このことにつきましては、先の23年12月の質問でも行ったところですが、そのときにもですね、一人一人のライフスタイルを尊重したいので、加入促進はその当時行っていないということでしたが、当然、私がそういった質問をした後ですね、行政としては何らかの対応をされるのが当然と考えますが、こういった取り組みをされたのか、もしされているのであればご紹介していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 私が知る範囲では、改めて加入促進の行動は執っていません。また、町営住宅に入居されている方については、以前と同様に入居決定した段階で、担当のほうに組に入ってくださいという案内はしているというふうに聞いております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 主立った対応をしていないという答弁でございますが、なぜあえてこのようなお願いをするかと申しますと、本町においても先ほど申しましたように、一昨年の大災害を受け、その教訓から、各駐在区において自主防災組織の立ち上げが急速に行われております。私の地域でも先ほど町長さんの答弁でもありましたように、昭和63年災害を経験しており、高齢者一人暮らしや二人暮らし家庭も多いことから、地域住民の共助、すなわち自主防災組織の立ち上げを現在行っているところであります。そんな中、組に未加入の町民の方が多数おられ、その方を除いた自主防災組織では意味がないことから、私たちとしてはそういった方にもこの自主防災組織への参加を呼びかけているところであります。

このように街部においては、先ほど報告がありましたけれども、未加入者のほとんどが街部に集中しているわけでございますが、個人住宅に加え、町営住宅入居者も多数お出でです。この住宅入居者の組未加入者が多く見られているところだと思います。以前した質問の答弁では、町としては入居時、組への加入促進を行っているとのことですが、その後の調査は行っていない、またそれぞれライフスタイル等違いますし、それぞれの意見がございますので、そこまで加入促進は行っていないとの答弁でありました。私としては、町営住宅建設には町民の皆さまの貴重な財源が投入されていることから、入居される方、また入居されている方には、入居条件の一つに加えても、組への加入促進を図り、地域とともに共存されることが必要と考えます。そこで、今後、入居される方に対し、やはり組に入る、そういった条件化を図る必要が私はあると思います。町としては、その考えがとおりであるかどうかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 確かに議員がおっしゃいますように、自治組織への参加というのは非常に重要なことでありますし、私も町営住宅に住みました折、最初に入居した者たちが、自分たちで組をつくって、駐在区に参加をして入りました。その後、家を建てた後も、また新たに組をつくって駐在区に参加をして入りました。それは自治組織に加入するという意義が非常に大きい、また必要不可欠であるという

ことを認識したからであります。しかしながら、町営住宅に入居される方、これを条件化するという事は、今の段階では行政としては無理だというふうに判断いたします。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 非常に条件化することは、今の段階では無理があるという答弁でございますが、やはりですね、この町にお出でいただいたからにはですね、やはり組に加入していただき、やはり自分のライフスタイルも通しながらですよ、やはりまちづくりに貢献していただきたいと、そういう願いをお願いしたところでございます。今後、十分な検討をされてですね、やはり町営住宅の意義も十分そういった意味をおっしゃっていただいておりますね、そういった検討もしていただきたいなというふうにお願ひするところであります。

最後の質問となりますが、先ほど述べましたが、情報を共有化させることは、何より行政の責務と思っておりますし、町では町長さんを先頭にいろいろな施策に取り組んでおられます。その一つとして、情報基盤整備による高森町POINTチャンネルの開局は町民に大きな夢と期待を与える事業ではと思っております。現在、試行的に放映されている各地の祭り、また三十数年前の町民運動会を見るとき、各駐在区の名譽をかけ、老いも若きも力の限りの奮闘振りは、今日、薄れかけようとしている共助の精神を呼び起こさせるものであります。町民総ぐるみの参加はまちづくりの柱であり、大きな原動力であります。このように全ての町民が各駐在区の一員となり、情報を共有し、共に助け合う共助こそが、新しい高森町をつくる大きな力となると信じております。このことから、再度、駐在区の見直しと未加入者の今後の対応について、町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

情報の共有化は行政の責務と思うがということでございます。情報の共有化というよりも、町を形成していく上で、やはり住まわれた方が皆さんその組織に入って、同じ情報を格差なく見れることによって、初めてまちづくりができるのではないかという任意のライフスタイルに政治家としての、いつも言われることに非常に共感がもてます。行政としての、役人としての答弁は、先ほど総務課長が述べたとおりだというふうに思っております。やはり政治化としては、決めるところであれば、決めなければいけないことは決めなければいけないときがあります。方向性として、現在もやはりその加入されてない方に促進、例えば私が思う促進としては、これは

未加入者も含め、例えば観光で訪れる方もそうですが、エリアメール等は強制的に受信になります、携帯電話を持たれている方に。そのようなやっぱり利便性を、新しく入ってこられた方も、未加入者の方も感じていただいでですね、こういうことをこの情報に関しては、やっぱり必要なんだという認識をもってもらうこと、そして、と同時に防災無線の戸別受信機も転入の際にはですね、お話をしっかりさせていただいておりますので、そういう場をもって説得していきたい、納得していただきたい。そのことが議員がおっしゃる情報の共有化、すなわち100%の共有化につながっていくというふうに思っております。多くのこのデータを使つての媒体というのはあると思います。もちろんインターネット、ホームページであつたり、データポンであつたり、ただしやはり見られている率が非常に少ない。そういう中で、議員の質問の趣旨は、高森POINTチャンネルがあるじゃないかということだというふうに思っておりますので、高森POINTチャンネルではできる限り、加入への参加促進であつたり、エリアメールの有効性であつたり、そういうことを番組で流していかなければいけないというふうに思っております。

それと、ちょうどですね、今いろんなこの防災や新しい駐在区の編成の話もそうでございますが、やはり高スポ、高森総合型スポーツ等を通じて、いろんなところから移り住まれてきた方も、スポーツを通じて住民との交流が進んでいっていることもございます。先般、4番 芹口議員、立山議員、そして森田議員、そして後藤議員の地元からもですね、ロアツソの高森タウンDAYには多くの町民の方がお見えになっていただきました。お礼を申し上げたいというふうに思います。そのようにスポーツを通じて、今まで接点がなかった人たちが接点をしている、だから一步一步ですね、やっていかなければ、最終的に議員が職員時代から思われていたことも達成ができないというふうに思いますので、私といたしましては、行政の役人の答弁は総務課長がしたとおりでございますが、政治化としてはぜひとも成し遂げていきたいと、100%を目指していくことがまちづくりにつながるといふ考えには共感をもっている次第でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長より、発言の訂正があつておりますので許可いたします。

○総務課長（佐藤武文君） 申し訳ありません。先ほどですね、未加入世帯の色見地区ですけれども、70世帯ですけれども、違う数字を申し上げたかと思つたので訂正いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） いろいろと質問させていただき、町なりのお考え、それから行政としてでなく、町長さんのお考えもお聞かせいただき、私が役場時代から議員になって質問したことへの対応についてお話をいただきました。ぜひともですね、やはり一人残らずですね、やはり町民となられて、やっぱりまちづくりに参加していただきたい、それがもう私の願いでありますので、私としては町が町であるためには、そこで暮らすすべての町民が町を支え、援護が必要な者には、すべての町民で助け合う、そんなまちづくりを目指していきたいと考えております。今後もがんばっていきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。2時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 皆さん、こんにちは。3番 興柁です。

本日、高森殿の杉の周辺の整備について、それから湧水トンネル公園の整備について、及びインフラ整備、生活排水処理等の状況について質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、高森殿の杉についてお伺いをいたします。高森町のホームページの説明によりますと、南外輪山の中腹、九州自然歩道沿いの牧野内の中にあり、最近ではテレビや雑誌でも数多く取り上げられるなど、ますます注目を浴びている話題のパワースポットですというふうに高森町の観光スポットとして紹介があります。先日、このホームページの説明のとおり、NHKによる全国放送、並びに6月10日の熊日新聞では八岐大蛇を彷彿とさせる池、県内はもとより全国にと紹介をされ、たいへん脚光を浴びており、この上ない宣伝効果であったかと思ひます。この高森殿の杉は、高森町史によりますと、高森城主の墓所と説明はしてはございますけれ

ども、歴史的にたいへん神秘的で由緒ある史跡だと思いますけれども、まず町としてはこの高森殿の杉を歴史的にどのように捉えられておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） それでは、3番議員の質問にお答えいたします。

ただいま興柁議員のほうからご説明がありましたとおり、高森殿の杉は樹齢400年を超える大木でありまして、かつては高森城主終焉の地としても知られております。最近パワースポットとして人気を高めており、歴史的価値の高いものであるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほど言いましたホームページのほうにはですね、歴史的なことは説明等がございません。それと、副読本をちょっと読んでみましたんですけども、高森城においては説明書きがありますが、高森殿の杉については説明がございません。ということをつままして、質問をしたところですけども、今、課長の説明によりますと、歴史的に価値のある場所、由緒ある史跡というようなご説明がございました。そういう観点からですね、今後、観光地として捉えていくのに、歴史的な考え等もいると思いますので質問をさせていただきました。

次に移りますが、昨年6月に制定されました高森町観光立町推進基本条例第8条には、町は競争力の高い選ばれる観光地の形成を図るため、次に掲げる事項について重点的に施策を講じるものとする。その2項に湧水、景観、及び史跡を利用した観光拠点の整備とありますが、我々高森町民から見ればですね、早く整備されて、観光地として形成されないかと考えておられる方も数多くおられるかと思えます。場所的にはですね、牧野組合の放牧地内ということで、衛生の管理面、家畜伝染病予防のための制限等はございますけれども、今のところ自由に出入りができるようになっております。しかし、この放牧牛との事故等、または入り口等の開閉扉ですね、これの閉め忘れ等、いろんな問題が今後発生する可能性もあろうかと思えます。整備にあたっては、牧野組合との協議が必要かと思えます。今までに牧野組合との観光地を目的とした整備についてですね、協議がなされた経緯があるのか、またこの高森殿の杉から見上げますと、標高1,006メートルの清栄山がそびえております。この清栄山を登りますと、360度見渡すことができる絶景の場所であります。町としてはですね、この高森殿の杉と清栄山とを併せた観光地としての構想はないのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 牧野組合との協議ということですが、昨年1月に村山の初寄りの際に駐車場整備の計画があるので、その際にはご協力をお願いしたい旨の説明を行っております。

また、観光地としての構想ということですが、観光立町基本計画の中でですね、基本施策として8年を目途にですね、進めていくという方向でただいまやっていますところでございます。清栄山につきましても、近年、手軽に登れる山として人気を高めているところがございます。ですので、できるだけ阿蘇の清栄山をですね、ビューポイントとして、眺めのいい場所として位置付けて、高森殿の杉と併せてトレッキングコースなどの開発を行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 牧野組合との協議についてですね、もう少し詳しく説明が欲しかったんですが、今まで一回協議されたということですか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 協議というよりもですね、説明をしたと、そう聞いております。駐車場を整備するときにはよろしく願いますということだけの説明でございます。協議自体はなされておられません。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 協議という形ではなく、話はされたというようなことですが、今後、牧野組合との協議については、今後なされる気持ちがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） もしですね、駐車場の整備を進めるという計画で進んでいけばですね、そういった形を取りたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございました。

先ほど言いましたように、テレビや新聞で紹介され、特に最近では観光客がたいへん増えてきております。高森殿の杉に行くには、現在、国道265号線から町道村山高尾野線を登っていくわけです。この町道はですね、高森町内と草部北部を結ぶ、たいへん重要な生活道路になっておまして、交通量もかなり現在増えているところがございます。現在ですね、先ほど駐車場の問題がありましたけれども、牧野組合の好意によりまして、3、4台駐車ができる駐車場がつくってございます。

しかしですね、ここだけでは現在足りず、離合箇所にも観光客の方が駐車されている場合もございます。一般の通行車と観光客との間でですね、現在、離合ができない場合もあり、たいへん危険な状況もあろうかと思えます。早急な道路の拡張なり、駐車場の整備が必要と思えますけれども、観光スポットと捉えている町としての執行部の考えをお伺いをしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 3番 興柁議員の質問にお答えいたします。

町道改良につきましては、各種補助事業等を有効活用しながら計画的に進めておりますが、お尋ねの町道村山高尾野線につきましては、ご承知のとおり、今年当初予算でも計上しておりますように、終点側の改良計画をいたしております。また、殿の杉へのアクセス路線であります起点側の村山地区につきましては、砂防事業の町道付替工事等の計画もありまして、またしかしこの事業につきましては、用地関係等で今現在、休止状態となっておりますので、今後の動向を見る必要がありますので、起点側の具体的な改良計画等は現在のところはありません。以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 観光の面から、興柁議員のご質問にお答えいたします。

当然、牧野内でございますので、口蹄疫対策とかですね、防疫体制を十分に考慮して、自然環境を損なわないような整備が必要であります。できるだけ今のまま残してですね、駐車場整備とかではなくて、今のまま残していく方向では考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 政策推進のほうから見ますと、現状でいきたいというような回答でございますが、その件については後で質問したいと思います。

次に、質問を移らせていただきます。先ほど、砂防堤の話も出ましたけれども、現在、国道265号線から現地に行くには、先ほど言いました村山高尾野線、それからもう一つとしてですね、数年前に工事をされました砂防堰堤工事の際に造られた工事用車両の専用道がございます。将来にはですね、先ほど話が少し出ましたけれども、砂防堰堤工事も計画されておるとお聞きしますが、その工事はいつ頃なされるのか、またその工事が終わった後ですね、この工事用車両の専用道はどのような扱いになるのか、また残すことができるのかですね、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

ただいまの作業道の扱いはということでございますけど、国道から進入して町道まで約160メートルの道路があるわけです。これは先ほど議員がおっしゃいましたように、砂防工事の作業道でありまして、県が所有者と契約して賃借料を支払って利用されている道路です。今後ですね、久原川、高根切川の砂防工事を計画されている関係で、今後も利用する予定となっております。また、事業完了後はですね、県が原則現況復旧するということになっております。

また、砂防工事のことについてのお尋ねですけれども、久原川砂防工事につきましては、2号堰堤工事に向けて現在相続等の手続きをしております、事業は今のところと順調に進んでおります。また、もう一つの高根切川砂防事業につきましては、村山牧野及び町道村山高尾野線をまたぐような感じで砂防堰堤が計画されておりましたが、相続手続き等が厳しい状況であり、入会地整備事業での地権者の同意手続きを進めておりました。しかしながら、残念なことに若干名の同意が得られず、計画同意書の期限の関係から、今年の村山地区の初集会でですね、県のほうからも出向いて見えられ、詳しく状況を報告され、現在は事業のほうは休止状態となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興梠議員のご質問にお答えをいたします。補足でございます。

今、殿の杉のお話から、久原の堰堤、高根切川の砂防の事業ですね、お話を建設課長が行ったところでございますが、すべてにおいて何をやるにしても、この入会地であったり、地権者の同意というのが必要でございますが、なかなか数名の方、少ない数の方の同意がもう最終的に得れないという判断を熊本県がいたしました。3年間、県は説得を続けたわけでございますが、現時点で同意が得られないということで、この工事自体が棚上げなったと同時に、予算がなくなりました。最終的には、県は一旦予算はなくして、この同意が得られたと、確認がとれるとするならば、次の年で予算を認めたいということをおっしゃっております。通常であれば、そんなこと言わずに、もっと引っ張っていただきたいと、私も3年間言い続けて、3年間予算はそのままにさせておきましたが、これ以上は行政として県としてできないというお答えをいただいたわけでございます。地元の財産管理課長補佐の田上補佐もいらっしゃいますが、県としては私も見たことがない膨大な資料を積み上げていただいて、そしてその資料をもとに丁寧に地権者の方にご説明をなされたわけでございます。

す。たいへん防災の面で考えましても、高森中学校にそのまま行く流れでございますので、たいへん残念でたまらないわけでございます。しかしながら、今後、また同意が得れるような状況が今後少しでも見えるとするならば、やはり県に予算をお願いすることが今の形でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 丁寧なご説明、ありがとうございます。

砂防堰堤工事の計画についてはですね、村山地区、それから草部北部にとりましてもですね、たいへん期待された方もかなりおられたかと思います。今お話を聞きまして、県並びに町のほうもですね、相当努力をされて現在に至って予算は今ないというような説明ですけれども、先日、土曜日ですか、雨がかなり降りましたけれども、色見地区、それから下切地区においても土砂崩れ等があったそうでございます。その際ですね、私も帰り、清栄山の道を通りましたところ、かなりの大きな石が町道のほうに流れてきております。これは雨が降ればですね、必ずあの地点は出るところでございます。どうしても砂防堰堤については、私としては必要な工事だと今でも認識をしております。そういう観点からですね、今まで数年頑張って説得されてきておられますけれども、今後も機会がございましたなら、ぜひ牧野組合の反対されている方と言っていいんですか、説得されてですね、ぜひ砂防堰堤ができるような方向に町のほうとしても努力していただきたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

続きまして、湧水トンネル公園の整備についてお伺いをしたいと思います。昨年、全国の過疎の農山村などでつくる日本で最も美しい村連合に加盟をされました。加盟審査におきまして、景観、それから環境、文化、そのうち二つ以上の地域資源保有が条件だそうですが、高森町においては湧水トンネル公園を含む各地の審査があったとお聞きします。その折ですね、審査において住民が暮らしている姿そのものが観光地に必要と指摘をされたと新聞に報道されております。湧水トンネル公園を含めましてですね、どのような審査指摘があったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 日本で最も美しい村の審査内容というご質問にお答えいたします。

審査内容につきましては、まず一つ目に生活の営みによりつくられた景観であること、二つ目に豊かな自然や自然を活かした町の環境であること、三つ目に昔ながらの祭りや郷土文化、建築物等を有しているということが審査の基準となっております。

ます。

そこで、本町が連合に評価をいただきましたのは、一つ美しい草原の風景です。二つ目に豊かな環境が生み出す水の源、三つ目にですね、肥後の三馬鹿騒ぎとして知られております風鎮祭が審査で評価されたものでございます。

お尋ねの湧水トンネルにつきましては、酒造りや醤油などの醸造文化の源として広く活用をされている湧水そのものにですね、評価をいただきましたが、トンネル公園につきましては、評価の対象外でございました。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） トンネルについては審査の対象外というのは、どういうことかちょっと分かりませんが、厳しい審査だったのか分かりません。しかし、高森町が日本で最も美しい村連合に加盟できたということは素晴らしいことだと思います。

次にですね、本年度当初予算の主要事業の商工費、新規事業におきまして、湧水トンネル公園ワーキング会議費が計上されております。その会議はどのようなメンバーにて構成され、その会議の内容はどのようなものか、また会議にて検討されたことについてはどう活かされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 湧水トンネル公園ワーキング会議の内容ということで、観光立町基本計画の一つであります競争力の高い選ばれる観光地の形成の中で、既存施設資源を活用した観光拠点の整備があります。その一つが湧水トンネル公園の再評価と利活用の検討でございます。ただいまですね、町内の有識者による検討会を立ち上げ、今後、その湧水トンネル公園の方向性、例えばイベントの見直しですとか、トンネル公園の再整備について検討し、提案をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今のお話ですと、イベントの見直しから利活用について検討されるということでございます。構成員は何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 今は立ち上げ前の段階でございます。だいたい10名から15名を予定しております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 分かりました。

続きまして、公園の現状と今後の改善策についてお伺いをしたいと思います。今年で19回目を迎えます納涼七夕まつりが、来月7月5日から7日まで、また12月にはクリスマスファンタジーが毎年、大きなイベントとして開催をされます。町内外からですね、多数の観光客がお見えになりますけれども、平成25年度の実績及びここ数年の入園料といえますか、流れはどうだったのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 3番 興柁議員の質問に対してお答えします。

平成9年7月開園以来、ピークの入園者数は平成12年度約31万人でした。その後、18年度までは20万人台を維持し、平成23年度は13万3,027人、平成24年度は九州北部豪雨災害のため10万2,072人と減少しましたが、平成25年度は12万1,026人でした。入園料につきましては平成13年度までは賛助金として徴収、平成14年度から平成15年8月までは100円で、それ以降300円となりました。入園料収入のピークは、平成16年度で約7,300万円、平成23年度は3,693万720円、平成24年度は2,830万4,020円で、平成25年度は3,363万8,600円となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今の説明によりますと、平成12年から数字を述べられましたけれども、すべて右肩下がりというような実績になってきております。今現在では、先ほど言いました七夕まつり、それからクリスマスファンタジーと、イベントがなされておりますけれども、今までこの右肩下がりの数字に対してですね、町としては対策等を講じられてきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 自席から失礼します。

何もなされてないと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員のご質問にお答えいたします。

湧水トンネルの収入に関して、右肩下がりであるということで、平成からの箱物ラッシュで建てられた、例えば施設であったり、すべてにおいて右肩下がりがございます。その中で何か私の代になって対応をされたのかというご質問だというふうに思います。財産管理課長は財産管理の面では何もないと思われるのは当然であります。今年新設された課ですので、前までのデータはございません。この右肩下が

りを打破するために、観光立町基本条例を制定したわけでございます。以前はトップダウンのやり方、その時々、首長が思ったようにやった結果が今であるというふうに私は思っております。だからこそ、ハードを行うにあたっては、もっと大事な部分、前段のソフトの部分、例えば今、草部北部で行われている一つの何かの物の開発等で見られるように、やはり意識を変えた上でハード事業に移らないとどうにもならないというのが観光立町基本条例を制定するまでの流れだったわけでございます。だからこそ、その間は何の整備もできておりません。もし、私が就任と同時に観光立町を掲げて、従来のトップダウンのやり方でどんどんハードをそこに打ち込んでいくことはできたと思います。しかしながら、同じ失敗を何回も繰り返すほど高森町には余裕はございません。だからこそ、じっくり弾を込めて、観光立町基本条例に伴い、少しずつ進めていく、その中で住民の方の意見を取り込んでやっていかなければ、必ず責任を、最終的には役場がやったから、何がやったからという形になりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。観光立町とは、議員が一番民間経験でご承知だと思っておりますので、3年、5年でできるものではございません。やはり8年、12年、16年、プロである江藤さんが計画を基本的に、約8年スパンで考えられていることを、先ほど東課長が申し上げましたが、私はもっと12年、15年ぐらいかけて、しっかりしたものになっていくのが観光立町高森ではなかろうかというふうに思っております。財産管理課長が答えた、何もやってないというのはそういう趣旨でございますので、政策推進課、町としては進めている次第でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） ただいま町長が答弁しました補足説明をいたします。

高森立町推進計画というのがございます。これが8年計画で今現在取り組んでいるところでございます。この中で競争力の高い選ばれる観光地の形成ということで、第一に湧水トンネルを考えております。そういった形で本年度から進めさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 観光立町の推進計画の中に、8年ベースで計画が立ててございます。なかなかですね、条例等ができますと、すぐ明日にでもですね、きれいになるんじゃないかと、そういう観光地になるんじゃないかという気持ちが先走りいたします。そういう観点からですね、町が今現在どのような対応をされているか、そういう観点から、今お聞きをしました。

次の質問に移りますが、現在、西側と南側に数年前に駐車用用地を完備され、誘客に万全の体制をとられてこられたかと思えます。この駐車場は現在の所有はどうなっているのか、またいつどのくらいで購入され、現在の駐車状況はどうか、また南側の駐車場はトンネルに一番近く、駐車頻度が高いかと思えます。しかし、現状を見ますと、少し雨が降ればですね、水溜まりができたり、横の町営住宅方面の側溝に砂利が流れ込んだりして、夏場は舗装してごさいませんので、埃等がたつて、たいへん困っているかたもおられるかと思えます。木陰やベンチ等も完備されてなくて、夏場は腰掛けて涼む場所がなく、車はエンジンを切らず駐車している車があるそうのごさいます。また、子どもたちが、公園ということで、来られても休憩場所もないというような声も出てきております。公園としてはですね、すこし物足りない現状かと思えますけれども、先ほどのこともございしますが、今後ですね、こういうような具体的な件になりますけれども、整備計画とですね、基本条例にあわせて計画等がありますかどうかをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 駐車場の現在の所有についての質問ですが、南側駐車場、大字高森1057番地1、面積2,306平米、うち2,051平米を借用しており、岩下頼利氏の所有となっております。西側駐車場、三角地の未舗装部分、大字高森732番地1、面積612平米、732番2、面積916平米の2筆を借用し、相馬ツヨ子氏の所有となっております。西側駐車場借地以外の用地は、大字高森731番地の1、733番地、735番地の1、総面積5,903平米で、平成19年に2,681万7,000円で町が購入をいたしております。現在の駐車場状況については、七夕まつり及び夏休み期間中は交通整理人を雇い、全部の駐車場を使用しております。南側借地と西側入り口の駐車場については、1年間を通して使用されております。また、西側駐車場については、町のイベント等に使用してはいますが、その他の期間については休日を中心に観光バス等の利用がっております。

南側駐車場の整備についてのご質問ですが、南側駐車場の整備につきましてお答えいたします。借地でもあり、今後、政策推進課と協議して行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ぜひですね、基本条例と併せて整備方をお願いをしたいと思えます。

続きまして、湧水の水利権及び有効利用についてお伺いをしたいと思えます。副

読本によりますと、現在はですね、1分間に32トンの水が湧き出し、飲料水に1日1,800トン、農業用水に1日4万2,000トンが使われ、高森地区の貴重な水瓶となっているところです。当然、飲料水、そして農業用水のほかにも残水もあろうかと思えます。この残水に対してはですね、飲料水、農業用水、各々水利権等あろうかと思えますが、高森町民、少なからず有効利用できないものかと思っておられると思えます。今までにですね、この残水の有効利用につきまして、水利組合との協議等がなされたことがあるのか、また今後、町としてはこの残水を有効利用される考えはないかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） 湧水の水利権及び有効利用については、以前より水利組合関係者と協議が行われていますが、明確な判断がなされていない状況に至っております。水利権問題が明確でないため、今後の事業取り組みに支障を来しているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 有効利用についてはですね、水利組合の組合員の方からも、町として利用したらどうかというような声も出ております。今後ですね、町としても何か考えをしていただきたいと思えます。

続きまして、湧水トンネルの今後についてですね、観光立町にどう活かされるのか、町長にお伺いをしたいと思います。今までですね、高森の殿の杉、湧水トンネル公園につきましてお伺いをしてきました。最後にですね、観光立町を第一の政策として挙げられました町長にお伺いをしたいと思います。対外的・内外的にも、今以上の観光スポットとしてですね、認められるように、町民の多くの方が期待をされていると思えます。この二つの観光スポットの今後の整備計画、高森町の観光立町にどう活かされているのか、重複するかと思えますけれども、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員のご質問にお答えいたします。

その前に、残水の有効利用については、議員がおっしゃるように、町としても有効に利用したいという思いは、多分ずっと持たれているのではないかというふうに思っております。その中で、いろんな考えの方々がいらっしゃると思えます。人それぞれ考えは違うと思えますので、できる形であればですね、やはり一緒になってまちづくりを進めていきたいというふうに思えます。

議員がまとめていただきたいということでございます。私はやはり観光立町基本条例を制定することによって、滞在型の観光集客に重点をおき、息の長い観光スポットということとして、湧水トンネル及び高森殿の杉を捉えております。これが結論でございます。また、日本一美しい村の認定では、やはり景観、水源の維持ということがあります。だからこそ、逆に言うならば歴史的価値の高い高森殿の杉や清栄山、湧水公園を一つの線として捉える必要があるというふうに思っております。また、今日の観光に関してのご質問ですが、やはり何か議員がおっしゃったように、議員も思われていたと思います。条例ができて、会議が進んでいけば、すぐ形としてはっきり見える、また政治家としては見せたほうが分かりやすい、これも現実ではなかろうかというふうに思います。しかしながら、私はそういう手法は取りません。ですから、時間をかけて、住民が参加した形のソフトの意見をまとめ、そしてそれを議会で諮り、将来は補助事業を有効的に活用しながら、すべて起債でやるのではなく、道路事業も同じでございますが、なるべく財政負担がかからないような形でハード事業に取り組んでいく。そのためには住民の方も我慢してもらわなければいけないことも出てくると思います。しかし、そこに行政として説明の責任をしっかりと、高森POINTチャンネルを通じ、これから高森町の政策について、一つ一つ丁寧に語りかけていく、情報を発信していく必要がある。そのことによって、議員が思われていることも共感という形になっていくのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

すべては人材育成からという、ソフト面からの出発ということですね、私も同感いたしております。ありがとうございます。

次に、最後の質問ですが、インフラ整備、生活排水処理の状況についてお伺いをしたいと思います。通告いたしました①②③についてはまとめて質問をさせていただきたいと思います。当初予算におきまして、費用対策のための仮称の改修工事の予算が計上され、承認をされました。高森町における生活排水は、浄化槽の普及により、徐々に処理はされてきているかと思っておりますけれども、県内における下水道整備及び浄化槽整備状況はどうなっているのか、また町内における浄化槽の普及状況、及び補助制度の内容、町中における生活排水処理状況はどうなっているのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 3番 興柁議員の質問にお答えいたします。

まとめてということですので、まず1番目の県内における下水道及び浄化槽整備状況につきましては、熊本県の下水道環境課のまとめによりますと、24年度末の数字でございますけれども、熊本県住民基本台帳182万5,000人に対しまして、下水道整備人口、利用人口ですけれども、117万3,000人となって、普及率64.2%でございます。また、集落排水処理施設等の整備人口ですが、7万7,000人の、普及率4.2%となっております。また、浄化槽整備状況につきましては、浄化槽整備人口25万人ということで13.7%となっております。

また、2番目の町内におけます浄化槽の普及状況及び補助制度ということでございます。本町の浄化槽設置状況は5人槽から10人槽が852基、11人槽から20人槽25基、21人槽から50人槽32基、51人槽から200人槽27基、201人槽から500人槽12基、501人槽以上が3基となりまして、951基となっております。浄化槽の設置率は48.9%となっております。この数字は、県の浄化槽協会の数字をいただいております。

また、直近のですね、3カ年間の浄化槽の補助金の申請実績の推移はですね、23年度が31基、24年度が36基、25年度は28基ということでございます。浄化槽整備事業にかかる補助金の額は、5人槽の場合33万円、7人槽で41万4,000円、10人槽の場合54万6,000円を交付しております。なお、交付対象者は町内に住所を有する者としております。

それから、最後の3番目の町内における生活排水処理状況ということでございますが、現在、町は生活排水は中山間地に適しているといわれています合併処理浄化槽の普及によりまして、徐々に処理されておりますけれども、道路法の規定により、道路及び道路構造物を使用する場合、道路管理者に申請書を提出しなければなりません。町としましてもこれらの法律に基づきまして、道路側溝への生活排水の放流につきましては、道路占用許可申請の提出を求めまして、合併処理浄化槽を通じた放流のみを許可しております。このことにつきましては、河川につきましても同様でありまして、河川法に基づきまして管内の普通河川の管理を行っているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 1点だけ、再度お伺いをしたいと思います。

町内の浄化槽の整備状況は、約50%でいいですね。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

はい、そうです。48.9%ということで、約半分ということでいいと思います。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） その50%というのは、他町村に比べると高いのか、それから助成金ですね、33万円から約54万円までの助成があるということです。これも他町村に比べて高いほうなのか、通常なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 他町村と比較を具体的にはしておりませんが、だいたい標準の価格金額となっております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 次に移りたいと思います。時によってはですね、異臭のする道路の側溝、それから1級河川白川の上流域に位置する本町といたしまして、今後、生活排水処理についてどう取り組んでいかれるのか。下水道整備事業への取り組みについては、維持管理の経費なり、また人口減少等においてですね、財政的に困難とお聞きをいたします。このような状況から、県内では市町村設置型浄化槽整備への取り組みをなされている町村もあると思いますが、この市町村設置型浄化槽とはどのようなものか、そして市町村設置型浄化槽による生活排水処理事業への取り組みについて考えはないかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） お尋ねの高森町の方針としましては、総合計画にもありますように、し尿及び生活排水の処理につきましては、国・県の補助を受けまして、合併処理浄化槽設置事業を推進してきたわけです。このことにより、水質の汚染防止や環境破壊防止等の対策を進めているのが現状です。

お尋ねの市町村設置型浄化槽整備とは、簡単に言いますと、市町村が浄化槽の設置、維持管理、維持管理といいますのは、保守点検、清掃を含めますけれども、その主体となり受益者となる住民から分担金や使用料を徴収しまして、事業費を賄う公営企業として実施するものです。すなわち環境、側溝とか配水管のことをいいますけれども、それや処理場ですね、に替わりまして各戸に浄化槽を整備するという点を除き、下水道事業とほぼ同じ枠組みで事業を実施するということです。メリット・デメリットはありますが、この事業に取り組むとなれば、町が進めてきました合併処理浄化槽設置者との不公平感対策やですね、事業を通し財政事情等の使用料、分担料が発生し、公営企業となりますことから、維持管理業務も出てきますし、

また先ほど申しましたように、基本計画や町が定めております循環型社会形成推進地計画の変更と見直しを行い、業務がですね、多方面に増加しますので、まずは業務体制づくりが必要かと思われます。逆にこの制度から、今、町が行っております補助金制度へ戻す自治体もあると聞いておりますので、事業の十分な精査が必要と思います。現状では、下水道事業や、今、議員が申されました市町村の設置型浄化槽の取り組み等は考えておりません。

市町村型の他町村の状況ということですが、県内では今申しました市町村型の設置事業に取り組んでいる町村は14町村と聞いております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 最後の質問に移りたいと思います。

日本で最も美しい村加盟、そして観光立町を目指す高森町といたしまして、高森町の中心街が異臭がするのは非常に残念と思いますが、今後、将来を担う子どもたちに誇れる高森町実現に向けて、各種対策等のインフラ整備等の考えはないのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 今後の排水溝の整備状況の整備事業ということでございますけれども、悪臭対策や美化側溝の目的で、用水機関や水利組合との調整もありますけれども、農業用水をですね、町の中の側溝へ放流しております。

また、排水溝の整備状況は、排水整備の現状ではですね、以前にも農業集落排水事業等も計画されたと聞いておりますが、負担金等の諸問題で事業が中止された経緯もありますし、整備につきましては、合併処理浄化槽の普及・推進等で、環境問題対策として総合的に検討していくということといたしまして、建設課としましては、合併処理浄化槽普及推進と道路排水のですね、円滑な流れを推進しまして、地域の要望にも対応しながら、美化側溝の整備に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 山と森のくらし研究会が本年度から新たに発足されまして、現在ですね、各地の視察が行われております。地元では気づかれなかった新しい景観等の掘り起こしが現在なされております。また、本年度は世界文化遺産登録認定に向けまして、景観条例の制定の準備がなされているとお聞きします。認定されますと、日本で美しい村、それから阿蘇全体にはなりますけれども、世界農業遺産登録、それと文化遺産登録、あわせて3本の矢ではございませんけれども、観光立町に向

けてですね、大きなプラスになろうかと思えます。既存の観光地と新しい観光スポットがですね、融合されまして、新生高森町観光スポットがですね、形成されることを期待をして質問を終わりたいと思えます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。3時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時55分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。1番 宇藤です。

本日ですね、最後の一般質問でございますので、皆さん、たいへんお疲れと思いますが、よろしく願いいたします。

今回の一般質問は、通告に従いまして、平成26年度町工事、県工事業内容とは、スクールバスのこれからはということで、順次、質問いたします。

まず最初にですね、平成26年度町工事業内容の詳細と今後の対策はということとありますが、3月定例議会で高森町の平成26年度高森町一般会計当初予算概要書というのが可決しております。その中で町道新設改良事業計画書が最後配られております。その中で通常ですと7,000万円程度ですね、国庫支出金ということで今まで補正が組まれておられたと思いますが、今年は総事業費6億1,000万円で、国庫支出金のほうはですね、3億円あまりの予算を積極的に取りに行くということで予算計上されております。その中で、まず最初にですね、町工事における当初予算計上工事の国の補助や交付金事業の決定内容はということで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 事前に許可をいただいて、パネルの使用をいただいておりますので、ちょっと準備させていただきます。

失礼しました。1番 宇藤議員の質問にお答えいたします。許可をいただいてパネルを準備しておりますが、このグラフを見てもらうと一目瞭然かとは思いますが、補助金総額ですね、今年度の26年度の補助金の内定額は、箇所にして10件で、約2億9,607万円となっております。県下でも3番目、阿蘇管内市町村でもダントツの最高の採択となっております。グラフをもう見て分かりますように、近年、稀に見る金額となっている状況です。

また、内訳としましては、概要で道路新設改良費が合計8路線で、2億6,867万円となっております。また、道路維持費ですね、橋梁補修事業と路面性状調査の合計2件で2,740万円となっております。補助金ごとの内訳となりますと、社会資本整備総合交付金、これは65%の補助でございますけど、5路線の2カ所の1億7,923万7,000円となっております。

また、道整備交付金、これは50%の補助金ですが、2路線で1億773万4,000円となりました。また、狭歪道路整備等促進事業につきましては、1路線で910万円となっております。また、先ほど申しました道整備交付金につきましては、内閣府の地域活性化推進室が所管する地域再生基盤強化によります補助採択を追加要望で7,100万円を受けたところでございます。補助金の内容につきましては以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

先ほど、松本課長のほうが答えていただきましたが、およそ2億9,600万円、素晴らしい金額ですね。それと、県でも3番目の予算獲得という、阿蘇ではダントツということで素晴らしいことだと思います。

次の質問でございますが、じゃあ来年度以降の継続予定計画に伴う補助、交付金確保についての見解をお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

来年度以降の予算確保といいますか、補助金確保についての見解ということでございますが、当然ながら、来年度以降も維持工事や新設改良工事の継続事業の申請を行いまして、新設事業及び大規模等の事業が予想される場合は、申請が円滑にいきますように、事前の準備を進めまして、一般財源の持ち出しが最小限に抑えられますよう努めまして、しっかりとアンテナを張って情報の収集に努めまして、各種補助金を国や県へ要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えします。

当初予算で計上しておりました事業に関しまして、私が思っていた金額に近い形だというふうに思っております。草部南部の緊急経済対策事業で行いました町道永野原河原線、延長13キロを、行政としては年をまたぎますが、ほぼ1年である距離を全部やり直してしまうというのは、私はなかなか通常ではやっていただけないということで、今年是不採択に最初はなったところでございますが、内閣府地域活性化推進室が所管する、私たちが知らないような予算がございましたので、そこに補助採択をお願いをして、追加要望という形で採択を得たわけでございます。来年以降は、まず議員さんも改選だと思えますし、なかなか私が今ここで答えるわけにはいかないと思えますが、少なくともやり始めた事業に関しては、必要があるから国も認めたわけでございますし、県も認めたわけでございます。だからこそ、首長だけではなく、議員さんも一緒になってバックアップしていただきたいということと、もう1点は国が特に国土交通省が申し上げますのは、工期を守りなさいと、スピード感がある工事をしっかり行うこと、このことはかなり強く国土交通省、農水省、すべての省庁から提案されることとございます。だからこそ、やはり課が、セクションが、建設課が今以上により専門的な知識も必要だとは思いますが、やはり一番大事なことはスピード感をもって、今年中に弾込めをしてしまうことだというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひですね、また来年度以降もずっとありますので、予算獲得に向けられてですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。それに伴ひますですね、今度は町工事に伴う辺地債と過疎債、増加への見解と対策ということでお尋ねしたいと思ひます。今日は、岩下財政係長のほうが欠席でござひますので、町長のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

辺地債、過疎債と、たいへん有効な起債でござひます。要はこれは借金でござひます。しかしながら、借金の中でも質がござひます。特に当高森町はこの辺地債においては、やはり80%が戻ってくるということで、これは財政の観点から見ますと、有効利活用しなければいけないものではないかというふうに思ひます。昨年度から今年にかけて、起債をこの辺地債、過疎債が増えた理由というのは、

もうほとんど約80%以上が情報基盤整備事業、要は光ブロードバンドの整備を高森町中と山東部を分けて整備をする、情報をサーバーを2つ置く、一方が災害でクラッシュしても、一方でつなげられる、そのどちらもできるということで、過疎債、辺地債を実は希望したわけでございます。だからこそ、約13億円の借り入れを行う予定でございますが、そもそも過去の財政と比較いたしますと、13億円を借りたとしても、十分、過去と比べればいいものではないかというふうに、私自身は思っております。また、この整備した施設等に関してはですね、やはりその年代だけの人ではなくて、やはり次の世代、その次の世代も使っていくわけでございますので、そういう観点から考えましても、やはり有効な起債を使うということは当然であるというふうに思っております。ただ、全国どこの自治体でも見られました、バブルの前、昭和後半から平成ですね、その頃にすべてを起債でやる、最初から全部起債で道路事業もやってしまう、ハードもそれでやってしまうという考え方ではなく、先ほど申しあげましたように、国の採択、県の単県事業として認めていただいて、より最初から50%、60%の補助をもらって、残りの分を起債として使わせていただく。そして、経済対策が出たときには、その起債の分に乗せて、例えば去年であれば元気臨時交付金等々の採択があることによって、二重の使い方ができますので、私はそのように考えておる次第でございます。

しかしながら、財政担当といたしましては、常に見直しやそのことに関しましては厳しく考えていくという方向性というのは変わっておりません。今日は、村上財政監がお見えでございます。当町の財政の中でも、現職の職員としては、これ以上のキャリアをお持ちの方はいらっしゃいませんので、私はあくまでも素人ですので、村上財政監のほうからの見解も伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 財政指導監 村上源喜君。

○財政指導監（村上源喜君） お答えします。

今、町長が答弁されたことの補足にしかならないと思いますが、町長も相当財政のことをしっかり教えろということで、私にもご相談がございましたし、その都度、町長とはお話を進めてきたところでございますが、地方債に頼らない財政運営ということは、先ほど興梠議員の質問の中でもありましたし、今の答弁の中にも交付金等を有効に活用して、地方債に頼る部分は、その分事業で回っていくというようなことございました。

宇藤議員のご質問は、過疎債、辺地債が多いんじゃないか、逆にいえばですね。そういうことかと思いますが、今、町長が申しあげましたように、70%、80%

が交付税として返ってきますし、現在の住民だけに負担を押しつけるというのは不合理でありますし、それを年度間の財源調整という意味から、やはり一方では交付金に頼る部分はあっても、一方ではやはりそういった負担の平等といえますか、そういったことで財政運営をしていくのが一番いいことかなというふうに経験上は思っております。

ちなみに、今、宇藤議員の質問の中に、財調の残高、町債残高を見ましたところ、財調のほうも一番少なかった頃は、約3億1,000万円程度でございました。現在、25年度の決算見込みで13億5,000万円ということで、地方債のほうも昨年は45億円程度の残高でしたが、去年、今年についてはですね、先ほど町長が申しまして情報通信の基盤整備でありますとか、そういったことで50近くになりますけれども、また一方でその財政調整基金のほうが増えてきたということで、先ほど右肩下がりというお話もありましたが、今の財政状況としては好転しているというふうに考えていいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 答弁いただきましたが、有効な借金ということで、約80%はまた返ってくるということでございまして、財政調整基金のほうも13億円と積み上げられておりますので、その点、安心しております。また、今の財政的なものもございしますので、検討のほうをよろしく願い申し上げます。

続きますですね、町長が就任されて3年間言い続けられた弾込めの必要性ですね、もたらず建設課の変化実例がありますならばお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

議員が申されましたように、町長がいつも弾込めの必要性を言われ続けてこられました。私たちもその言葉を受け止めまして、事業の事前準備を進めてまいっております。その結果、平常時の情報の早期の収集力の強化の大切さと併せまして、職員の意識認識は建設課に限らず、変わってきたと私も感じております。特に新設道路の要望につきましては、濁流が集落の中心部を通る様子の、インパクトのあるビデオとですね、防災道路を兼ねました新設道路の計画図面等を作成しまして、阿蘇地域振興局や県土木部、また国土交通省等にも町長と同行しまして、必要性を訴えてまいりました。

その結果、先ほど交付金事業の決定内容でも申し上げましたように、大規模新設道路をはじめとする高額な補助金の内定通知があったわけでありまして。このことに

より、町長の言われ続けておられました弾込めの必要性を改めて私ども職員は強く感じたところであります。こういった道路の補助金の獲得や路面性状調査あたりのですね、事業の変更等がその実例といえるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今の建設課長の答弁を聞かれてですね、町長のほうはどのような考えかお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 弾込めの必要性ということ、事前の準備の中でしっかりやっていたいかなければいけないということを言い続けておりましたので、やはり事業畑はかなり浸透してきたのではないかというふうに思っております。と同時に、やはり大事なことは、政治家がもつ人脈も大事ではございますが、行政職員が企画立案をできる、そしてそれに整合性があり、国の施策であったり、国・県の施策であったことと合致する。要はマクロ経済的な視野で職員が考えていけることが可能になれば、よりできるのではないか。そうなれば、私のようなある意味強引な手法の部分と、よく県のほうから言われますが、そういうところの部分は私自身は、そういうところは出さなくても十分高森町でやっているとしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。

次の質問にまいります。平成26年度の県の工事、県工事の事業内容の詳細と今後はということでございます。平成26年度のハード事業計画の内容について、高森町で行われる県工事の予算ということでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 県工事の事業内容ということでございます。こちらのほうもちょっと見やすいようにパネルのほうを準備させていただきました。平成26年度の土木部関係だけの予算配分でございますけれども、阿蘇地域の主要事業のハード事業ということで、高森町の決定は21件で8億4,242万3,000円ということで、管内の町村では、見て分かりますように、また最高額となっております。内訳につきましては、15件で、道路が約5億742万円、竹田五ヶ瀬線等の主要地方道等の改良や、国・県道の補修や交通安全施設の工事を行うことになっております。

また、砂防事業関係では、6件で、堰堤工事及び護岸工事等を行う予定です。道路については、詳細な場所については、まだ予算配分があっただけで、路線名は決まっておりますけれども、どこの部分をするという施工箇所、具体的にはまだ決まっていないところであります。

また、平成24年度の災害関係では、小七河原の砂防激甚災害対策特別緊急事業の2億5,934万2,000円が決定しております。

このように高森町でたくさんの配分があっておりまして、今年度も災害復旧、復興に向けまして、大きく前進する計画、予定となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） グラフを使っての説明、ありがとうございます。

さすがですね、この県工事につきましても21件ということで、8億4,000万円、素晴らしい数字でございます。また、小七河原の堰堤とかですね、いろいろと予算が付いておりまして、安心しております。

次の質問でございますけど、県工事の新規工事の決定を教えてくださいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

新規工事ということでございまして、道路につきまして国道265号ですが、広域連携交付金ということで、舗装の補修が1カ所付いております。それから、竹田五ヶ瀬線地域の元気金、道路改良ということで、津留の永野地区の改良工事等が新規で付いております。それと、津留柳線の主要地方道の道路改良事業が新規事業で付いております。それと、国道265号と熊本高森線の単県災害防除事業ということで、新規事業ということで採択を受けております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 分かりました。

続きましてですね、県工事の今年度の砂防堰堤計画を教えてくださいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 砂防堰堤計画ということのお尋ねですが、土木部がまとめております砂防工事は、先ほども言いましたが、6カ所で、堰堤計画4カ所、今年度は工事は洗川の1カ所と、流量工事、護岸工事の2カ所となっております。今年度の予算配分は3億3,518万円となっております。先ほども申し上げましたが、

小七河原の砂防激甚災害対策特別緊急事業が2億5,934万円決定しておるとい
うことです。

また、治山堰堤ですね、土木部ではありませんが、農林政策課の管轄になります
けれども、これにつきましては上色見地区の根子岳の2カ所と、単県治山事業が5
カ所が計画されておまして、土木部予算とは別に事業費2億4,308万3,00
0円が予定されております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 分かりました。

続きましてですね、今年以降の九州北部豪雨災害等からずっときておりますが、
今年以降の災害復旧、復興工事の進捗についての見解をお答えいただきたいと思
います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 宇藤議員のご質問にお答えします。

まずは、議員は九州北部豪雨災害で多大な被害を受けられた上色見・色見地域出
身の議会議員さんでありますので、多分この質問を考えますと、要はまだまだ足り
てない部分も、議員から見ればですね、足りてない部分もあるとは思いますが。しか
しながら、私としては3年目にしてはかなりのスピードで実は進んでいるのではな
いかなというふうに思っております。そういう中で、土木と農政、このどちらが例
えば林務、どこが持つかという、このどこの担当かもなかなか回したりですね、こ
れは県でもそうでございますけど、みんな本当マンパワーが足りない状態なんです。

しかしながら、その中でもまず町としては予算の配分をしっかりとお願いすると、
予算が決まれば速やか県にお願いをして、災害の復旧復興工事をやっていって
いただくという姿勢には、何ら変わりはありません。ただ、先ほど興梠議員の質問の
ときに申し上げました高根切の治山等々に、いろいろ本当に個人的にもたいへん説
得を試みましたが、たいへん厳しいことがございます。私は、町にはどうしても必
要な工事だというふうに思っておりますし、またこれは災害の防災対策として絶対
不可欠だということは、議会の皆さまも一緒だと思います。だからこそ、やはり来
年に向けてですね、今年はまだその来年度の追加要望等も含めて、強く要望してい
かなければいけないと思いますが、1番議員さんはご地元ですので、何かやはり地
元の中で出ている話であったり、議員さんが思われる災害の復旧復興の形、それに
町がもしかしたら沿ってないような形の要望をやっている可能性もありますので、
ひとつ意見としてお聞かせ願えて、そしてそれをやはり地元の議員さんの要望とい

う形で、ぜひともまた県にもですね、要望していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 町長からのご指摘でございますが、私も議員になりまして九州北部豪雨災害、すぐ経験をいたしましてですね、かなりの被害があったわけです。色見の方は、上色見に比べてそんなにはなかったんですけど、やはり各地区におきましていろいろ聞いてみますと、砂防ダムがもう20年ぐらい前に阿蘇山のほうが爆発して、それで大規模な砂防ダム工事があっております。それからして、もう20年近くになっておりまして、その砂防ダムがほとんど満杯状態になっているわけです。それで今度、もうこの間のような災害のような雨が降った場合、今度、その砂防ダムで本来は砂防がつかえてなくてはならないんですけど、その砂防がつかえていまして、ストレートに今後流木等が流れるわけです。だから、県のほうにやっぱり言うていただきたいのは、その砂防につかえた砂防の砂の部分を取り除く工事とか、また新たに大きい堰堤計画なりをもっと要請をしてもらいたいなというのが私の思いでございます。それに対して、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） たいへん効率的にですね、通常考えればそのとおりだと思います。一般の方は砂防堰堤を造って、そこに溜まれば、それを退かせればいいじゃないかと私もそう思います。しかし、溜めるために造ったものなんです、役人の考え方というのは。だから、満タンになって、またそれをどかすんじゃなくて、次に造るとというのが実は国土交通省であったり、県の技術畑の方は皆さんそう言われます。しかしながら、今年、去年上色見の地域の代表であります後藤英範議員からも強い要望をいただきましたので、昨年度中に県と協議をいたしまして、今年、当初予算で確か800万円ぐらいだったと思うんですが、まずは溜まっている分を排除するという方向性も知事が掲げられる創造的な休耕地という位置付けのもとですね、予算配分はいただいておりますが、しかしながら800万円ぐらいの予算で足りるわけはありませんので、今年も強く要望していきたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ぜひ県のほうにですね、そのような形で要望していただきたいと思っております。

次の質問にまいります。

○議長（田上更生君） 1番議員。財政指導監より発言が求められておりますので、許

可いたします。

○**財政指導監（村上源喜君）** 先ほど答弁しましたことにつきまして、補足説明をいたします。

財政状況が好転しているという言い方をしたかと思いますが、これは立ち直りつつあるというような意味に取られても困りますので、財政調整基金が残高13億5,000万円というような、私が経験した中で一番大きい数字ということも捉えますと、そうした運営ではないということを新たに申し上げておきたいと思っております。ありがとうございます。

○**議長（田上更生君）** 1番 宇藤康博君。

○**1番（宇藤康博君）** では、次の質問にまいります。

現在のスクールバス運営の詳細はということですね、まず最初にですね、スクールバス運行に関しての目的と目標、そして制度設計はということでお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○**議長（田上更生君）** 教育長 佐藤増夫君。

○**教育長（佐藤増夫君）** 1番 宇藤議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスは、児童生徒の通学に利用されるバスであります。遠距離通学に伴う児童生徒の時間、労力の無駄を省くために利用されるものであります。高森町スクールバス運行管理規則によりますと、スクールバスの管理責任について記載がございまして、車両及び運行の全般的関係については高森町教育委員会とし、教育委員会は車両及び運行業務を委託することができるものとすると規定し、運営しているところでございます。

○**議長（田上更生君）** 1番 宇藤康博君。

○**1番（宇藤康博君）** はい、分かりました。

続きましてですね、この運行体制、制度を変えた経緯、保護者、学校現場からの意見も含まれてお答えいただきたいと思っております。

○**議長（田上更生君）** 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○**教育委員会事務局長（阿部恭二君）** 1番議員 宇藤議員の質問にお答えいたします。

運行体制を変えた経緯ということでご説明をいたします。運行体制につきましては、大きく変わったのは、平成19年度からの運行でございます。平成18年度までのスクールバスの運行は委託と直営ということで運行を実施しておりました。委託が7台、それから直営ということで3台の運行をいたしておりました。

平成19年度以降の機構改革を検討する中で、高森町の東中学校校区のスクール

バスについて、この直営を廃止し、委託運行を行うことに対して了解を求めております。そういうことで、地元説明会を3回実施をいたしております。関係者につきましては、東小・中の校長先生、それからPTAの役員ということで説明を行っております。

説明を行った中で、現行、委託運行の現状を見ても、問題がないということから了解を得ております。

そのことに基づきまして、平成18年の11月に交通総合対策特別委員会で、スクールバス運行管理委託について事務を進めるようにということで承認をいただきました。平成19年度におきましては1年契約ということで、全路線委託を開始をいたしております。色見1路線、上色見3路線、東校区の草部南部の3路線を運行業務委託、それから直営の河原、草部北部、津留、3路線を新たに運行管理業務委託ということで、全部で10路線運行を開始しております。

続きまして、平成20年度につきましても、同じく1年契約ということで、全部で10路線契約を行っております。ただ、平成20年度のスクールバス運行につきましては、見積もりを行った結果、業者の総入れ替えということになりましたので、平成20年4月17日に地元説明会を実施をしております。その中に意見といたしまして、来年度以降も本年度同様に業者のすべてが変わることがあるのかという質問がありましたので、見積もり入札を実施すればあり得るということで回答しております。

それから、毎年業者が変わるより、複数年契約が可能であれば、同一業者が安心であるがということで、それが可能かというようなご質問がっております。回答といたしまして、複数年契約は財政面での手続き等が必要であると思われることから、財政係と協議を行い検討したいというふうに回答いたしております。

それから、町の行政改革案による支出等の見直しが行われているが、東中管内の6路線は維持をお願いしたいということで要望がっております。今後も保護者と協議し、変更等も含め理解をお願いしたいということで回答いたしております。

それから、平成21年度からにつきましては、検討いたしました結果、複数年契約ということで、21年、22年、複数年契約を実施をいたしております。路線はすべて10路線です。変わりはありません。

それから、23年度につきましては、3カ年契約ということで、10路線を委託業者で運行いたしております。

それから、24年、25年につきましては同様です。

それから、平成26年度からの運行につきましては、高森町地域公共交通会議の中で検討を行っております。その内容につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度からの方向性についてということで、第1回の高森町地域公共交通会議の中で検討を行いました。基本的な考え方ということで、バス関連事業を見直すにあたって、町民バス、スクールバス及び保育園バスをできるだけ統合し、合理的な運営を目指すことを基本ということでされております。その中でスクールバスについてですね、高森東中学校区と高森中学校区とでは状況が異なっていることから、校区ごとに検討する。それから、スクールバスに一般町民を混乗させることが可能かどうかという方向で検討をいたしております。

さらに詳しく報告しますと、バス関連事業の見直しの方向性について、高森町バス関連事業見直し会議について、担当課、関係する各課と協議をいたしております。高森東中学校区につきましては、平成26年4月を目途に、スクールバスと保育園バスの統合を検討する。2番目に、町民バスの廃止を前提としたスクールバスの混乗化は現実では行わない。3番目に、平成26年4月を目途に、高森校区の送迎バスの運行を検討する。続きまして、4番目に、高森東中学校区には、スクールバスの定員と利用児童生徒の数が合致していないので、児童生徒数に応じた規模のスクールバスをリース等で保有して使用することとし、高森東中学校区で現在使用している町有のスクールバスを高森中学校で使用することを検討を行っております。

それから、高森中学校区について検討を行いました。平成26年4月を目途に、登校時のスクールバスの混乗化、無償運送を行い、該当する時間帯の町民バスを減便することを検討するというように検討を行っております。

3番目にスクールバスの委託形態についてということで、平成26年4月の契約見直しにあわせて、バスはすべて町で所有することとし、運転管理業務等を事業者へ委託する方向で検討するというように検討を行っております。

検討を行った結果の報告ですが、これは第2回の高森町地域公共交通会議の中で報告を行っております。高森東中学校区について、1番、スクールバスと保育園バスの統合についてということで検討を行いました。結果の報告をしております。

関係各課、教育委員会、住民福祉課、政策推進課と協議を行い、スクールバスに園児を乗せる場合には、時間帯もあります、それから付き添い、添乗員を保育園の場合には配置することが必要になりますので、園児の送迎は当面独自の運行を行うことということで報告をしております。

それから、町民バスの廃止を前提としたスクールバスの現時点での混乗化は行わ

ない。これはもう行わないということで決定をしております。

それから、平成26年4月を目途に、高森高校生の送迎バスの運行を検討するということで、検討結果を報告しております。高森高校の始業時間に合わせるには、遅くとも8時前には高森東中学校区を出ないと間に合わないという状況と、ほかにもですね、いろいろありましたので、現在の通学時間を維持し、現時点では高森高校生の生徒を高森高校へスクールバスでの送迎は困難であるということで判断をしているという報告をしております。

それから、高森東中学校区には、町有スクールバスの定員と利用児童生徒数が合致していないので、児童生徒に応じた規模のバスを購入、若しくはリース等で保有し使用することとし、高森東中学校区で現在使用している町有バスを高森中学校区で使用することを検討する。

検討結果ですが、スクールバス5台、14人乗りを購入し、東校区で運行する。また、現在使用している東校区のスクールバスについては、高森中学校区で運行するというので報告をしております。

高森中学校区について報告です。平成26年4月を目途に、登校時のスクールバスの混乗化、無償運送を行い、該当する時間帯の町民バスを減便することを検討する。

協議内容ですが、高森中学校区については、東校区からの3台のスクールバスのリース、貸切バスで運行する。現時点では混乗化は行わないという結果を報告をいたしております。

それから、スクールバスの委託形態について、平成26年4月の契約見直しに合わせて、バスはすべて町で所有することとし、運行管理業務等を事業者へ委託する方向で検討する。

協議内容ですけど、スクールバスについては町ですべて所有し、契約については校区ごとに運行管理業務委託を行うことといたしました。

以上、運行体制を変えた経緯でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 詳細に聞けました。分かりました。

この中で、委託業者の選定内容があると思いますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 委託事業者の選定内容についてということでご

質問がっております。基本的な考え方を申しますと、平成26年度からはすべて町有のスクールバスの運行ということになりますので、今までのような貸切バスを事業者が用意することがなくなりました。そういうことで、地元の事業者の方の参入がしやすくなったということで考えております。委託選定につきましては、新しい交通体系をつくる中で、一番重要視しているのは本当に安心して通学できるような環境をつくるのが最重要というふうに考えております。そのために児童生徒が毎日正確に安全・安心して登校できる体制をつくる。安心・安全な運行を行うためには、地元で詳しい運転手を基本的に雇用していただき、運行をしていただきたいということで、このことを基本にですね、町内の資格を有する事業者を選定し、指名見積もり入札を行っております。その結果、高森中学校区の委託事業者は、九州中央観光バス有限会社が落札され、現在、運行をされております。また、高森東中学校区の委託業者は、有限会社草村タクシー様が落札され、現在、運行をされております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員のご質問でございますが、今、スクールバスは教育委員会が所管でございます。しかしながら、高森町地域公共会議での内容であったり、やはりそもそも子どもを安心して通学させるということは、これは町として当たり前のことですので、私は補足をさせていただきます。

これは私が常に指示をしていた内容でございます。1番が高森町地域公共会議での内容を重視する。目的は子ども全員が元気に楽しく乗車できる地域の保護者に顔が見える地域密着型の運行、そのための目標が車体が目立つことでの監視ができるということです。スクールバスの運行が保護者や地域の方に一発で分かるということ、そのための制度設計としては、より安全に運行するための厳格な資格保持、これは委託をする会社の資格、運行体制、そして顔が見える地域密着型としての徹底した地元雇用、私はそういうふうに思っております。そもそも私が就任したときに、直前に3年契約が結ばれておりました。それまでの入札結果、見積もり入札結果で、熊本市の業者の方、高森町外の業者の方が運行をされていたわけでございます。私は、これは町長としての考えで、少なくともスクールバスというのは毎日運行するものです。そして、高森町は道路が凍結したり、やはりたいへん地理的に厳しいところもございます。また、道もなかなか高森以外の方がすべて把握できるかといえば、私はそうじゃないというふうに考えておりました。すぐ当時の担当課の、教育委員会の担当課だった職員さんにお聞きしたところ、3年間には変えることができま

せん。要は、町長が4年目でない限り替わることは、よほどのことがなければい
でしようということでした。ですから、4年目に向かって私なりの考えを教育委員
会には述べさせた形であります。また、25年度、昨年度までの契約内容との根本
的な違いは、要はもう運転を代行していただく、そしてそれに車両自体は町が持つ
て、その管理自体をその代行する会社がやっていたということなのです。

また、私が言った厳格な資格等々に関しましては、1、普通法人としての納税証
明書提出、2、旅客事業者運送事業法人としての資格確認、3、法人資格所持とし
て運行管理責任者、整備責任者の配備、4、運転者免許条件として大型1種、中型
1種の保有、5、免許保有運転手を5名常勤体制の登録、社会保険、雇用保険の完
備、6、ほかに5名以外の2名の免許保有運転手を登録しておく、これには社会
保険、雇用保険は完備させると。この2名分に関しては、町が運行される業者にこ
の分のお金は算定されておられません。すなわち、民間の会社が自分たちで払わな
ければいけないということです。

運転手の雇用においては、基本的に先ほど局長が申しあげましたように、なるべ
く地元の採用、その理由というのは、山間部等々に関しての道の知識であったり、
地域密着型、毎日送られる保護者や地域の方が、顔が見れる運転手の方が安心・安
全につながるということです。

そして、最後にこれが大事なことでありまして、私がいつも申し上げていまし
たのは、運転手として地元雇用された方が、安心して専業で運転をしていただく体
制を築きたいなというふうに思っておりました。兼業で、やはりほかの仕事をやり
ながら、朝、子どものバス、昼、夕方、そして諸事情により、その日運転できない、
できるとか、やはりなかなか賃金が安かったりした場合には、それはそれぞれの事
情があると思いますので、そこを勘案していただきたいというふうに私自身は思っ
ております。より厳しいということをございまして、私の提案を高森
町地域公共会議の中ではどのように教育委員会が考え、また教育長先生のお考えも
あるとは思いますが、基本的に町長としてのスクールバスの考えはこうございま
す。以上でございます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。

今、町長のほうの説明がございましたが、教育長として、このスクールバスの運
行につきましては、局長も申しあげましたが、安心・安全というのが一番ござい
ますが、やはり課題というか、心配事が私の中にはございました。一つはですね、

山間部における、今日も何回か議会の中でありましたが、風水害、それから大雪ですね、今までにないような、そういった自然災害等が起きてきています。そういった中で、この安心・安全な運行ということに対して、非常に心配をしております。昨年も高森中校区で2日、高森東中学校区は4日間、大雪のために休校いたしております。この中でやはり地元ということがたいへん大事になってきているなということを感じておりました。もう1点は、皆さま方もご承知のように、全国で多発する大型バスの事故等のニュースを見る度に、現在のスクールバスの車体の整備状況、労務管理等ですね、大丈夫かなという心配がございまして、今回、今局長が説明がありましたように、老朽化したバスの入れ替え、しかも東校区には14人乗りの四輪駆動というバスを入れていただいて、また地元密着型での運行の再編が行われて、地元委託、地元雇用、労務管理等、説明があったとおりでございまして、教育委員会としましては非常に心配していたことが、このことによってですね、かなり解決したということで、たいへん喜んでいただいております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 詳細にお答えいただきました。

やはり、基本は本当に安心して通学できる、また子どもたちの安心・安全が基本でございますので、そういうことで運行されるわけでございますが、先ほどの回答の中で、草村タクシーというお話がありましたが、高森町の政治倫理条例規律適用に対しての考えを、町長、お答えいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） お時間がありませんので、まずは真ん中の席で答弁をさせていただきます。

高森町政治倫理条例に抵触をします。まずは、私は私の選挙のときの形でいうと、お約束事という、そうであるというふうに認識をいたしております。しかしながら、この条例は罰則規定がない、そして条例の中でうたわれている第4条、町長及び議員の配偶者、私の配偶者ではございません。代表取締役 佐藤喜代子さんがそうでございます。また、同居もいたしておりません。そもそも私は、この三つの個人施政公約の中で、草村企業は公共工事を受注しないということをお約束をいたしております。そういう中で、同居に関しましても、これは町長としては当たり前だろうということで選挙のときにお約束いたしましたので、たいへん厳しい中でも、家も借家住まいをしているわけでございます。また、代表取締役 佐藤喜代子さんは、私の親族でもございませんし、2親等以内の血族でもございません。

しかしながら、実質はそうでございますが、実質、町民の方が見た目はいかがでしょうか。私はやはり実質上の草村企業となれば、これはグループ会社で、私の父がオーナーではないかというふうに疑惑の念をもたれるのは当然であるというふうに思っております。政治倫理条例の中で、うたわれている中でいように解釈すれば、抵触はしないというふうに私も思いますが、私が選挙のときで言いました私の考え方でいえば抵触はする。すなわち、株主は誰かと、その会社の株主、実際、株主が誰かであって、経営を担当する取締役は誰かということが一番重要ではないかというふうに思っております。ちなみに、私は草村企業グループの株を保有したことも、一度もございません。また、取締役になったこともございません。法人会社というのは、株主がすべてでございます。

そういう部分がこの高森町政治倫理条例の中には規則ではうたわれてはおりませんが、たいへん立派な条例でございます。その中で町長として高森町政治倫理条例第4条よりも第2条第1項、すなわち町民全体の利益の実現を目的として行動すること、このことを重要視させていただきました。議員が政治倫理条例に関してご質問されたことは、私は同じ政治家として、たいへん立派な姿勢であるというふうに思っております。私自身、先ほど土木等の予算等でありましたが、やはり就任して3年2カ月、残任期間10カ月です。先ほど申し上げましたように、スクールバスはこれは何年も続くことなんです。土木工事というのは、1週間であったり、1カ月で工期が終わります。スクールバスは毎日運行して、雨の日も、風の日も、災害の台風の日も、基本的には運行しています。そういう中では、やはり町民全体の利益の実現を目的として行動することを重要視させていただいたわけでございます。

私は、この就任して3年2カ月で、このことを政治倫理条例に触れたことはございません。株式会社草村企業は、受注はゼロでございます。いい言い方をすれば、ほかの会社は法人格も違うわけでございます。しかしながら、私はそういうことは言いません。やはり私の父がこの高森町に生まれて、皆様のご協力のお陰でこれだけ大きな会社を築いているわけでございます。草村企業グループの創始者である私の父に間違いございませんので、そういう部分での町民の方に疑惑の念をもたれたり、不安を与えたりするとするならば、それはやはり私が払拭をしなければいけない、説明責任をしっかりと果たさなければいけないというふうに思っております。

これは議会が提案された政治倫理条例第2条第5項にうたわれている道義的批判を受けたときに関して、自ら真摯かつ誠実に責任を明らかにするというところでございます。だからこそ、説明をさせていただきました。しかしながら、政治家として

は私はまっすぐぶれず、次の世代へこのまっすぐぶれない、次の世代は子どもなんです。だからこそ、私の考えを議会議員の皆さまがどういうふうに捉えられて、政治家の判断として住民に説明をしていただきたいというふうに思います。その上で、やはりこれから批判、中傷等々があるとすれば、後援会、家族に相談した上で辞職をさせていただきます。以上です。

- 議長（田上更生君） 宇藤康博議員の質問の時間が60分持ち時間を過ぎております。しかしながら、たいへん重要な事案であろうかというふうに思いますので、皆さんにお諮りしたいと思います。少し延長をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） はい。それでは、少し延長して進めていきたいと思っております。これから1番議員、簡潔にご質問をお願いしたいと思います。

1番 宇藤康博君。

- 1番（宇藤康博君） お時間を与えていただきまして、ありがとうございます。

誠にですね、身をもっての回答、私もいろいろと考えました。この質問をするにあたりまして、いろいろ考えましたが、今後のスクールバスの子どもたちの安心・安全のためにも、これはしておかなくてはいけないという思いでさせていただきました。

時間がありますので、その次の質問に移らせていただきます。スクールバスのこれからはですね、部活総合型スポーツ、学校イベント、予定されている運行対応ですね、これをご回答をよろしく申し上げます。

- 議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

- 教育長（佐藤増夫君） このことにつきましては、高森町スクールバス利用規定というのがございまして、その中にですね、児童生徒の便益のため、通学する児童生徒の便益のために使用するということが書かれております。その中で特別の事由により教育長または町長の許可を得た場合には、この限りでないという項目が一つ入っております。そして、その特別の事由によりというところも、児童生徒の通学の支障を来さない範囲の時間とするということで、あくまでも通学ということを重きにおいて運行がされているという状況でございます。

- 議長（田上更生君） 1番 宇藤康博議員。質問の次第が変わりましたので、簡潔にお願いいたします。

- 1番（宇藤康博君） ではですね、この質問を最後にさせていただきます。

町長が思うですね、将来のスクールバス運行のイメージということで、最後の質問をよろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 誇りある高森町といたしまして、やはり先ほど申し上げましたように、就学している子どもたち全員が毎日楽しく乗車ができる、そしてそのことを地域や保護者の方が見える、つまり顔が見える地域密着型の運行がもっとも安心・安全に運行ができるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 26年度の町工事、県工事、またスクールバスのこれからはということですね、もうお時間大分過ぎましたが、いろいろ聞きました。町長がですね、一番始めに県工事、町工事のほうで、阿蘇郡でもダントツに予算を取ってきた。これはやっぱり町長のいろいろなですね、働きによるものだと私は思っております。その中でこれだけの予算も獲得ができて、そして私の地元でございますが、色見保育園のほうもですね、建設ができたわけでございます。これは色見保育園のほうもずっと老朽化していたわけでございますので、またそれに伴います事業ということできとるわけでございます。また、草部におきまして、2億円の用水路の工事でも採択もできましたし、これはやはりいろいろとですね、感謝しなければならないということ、またこの本会議場の中で言っておきたいと思っております。

また、今後ともですね、今から九州北部豪雨災害がありました7月12日に向けてですね、もうすぐでございますが、その日になろうとしております。また、いついかなる場合に雨がまた降るかもしれませんので、皆さま方、今からまたお体にですね、ご自愛いただきまして、また今後におきましても高森町のために一生懸命がんばっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時17分

6月25日（水）

（第3日）

平成26年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成26年6月25日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 報告第3号 高森町国民保護計画変更に係る報告について
- 日程第2 同意第3号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第4 同意第5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第6 特別委員長報告について
- 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 宇 藤 康 博 君 | 2 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 3 番 | 興 梶 壽 一 君 | 4 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 | 立 山 広 滋 君 | 6 番 | 森 田 勝 君 |
| 7 番 | 田 上 更 生 君 | 8 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 | 三 森 義 高 君 | 10 番 | 後 藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

- | | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 財 政 指 導 監 | 村 上 源 喜 君 |
| 財 産 管 理 課 長 | 安 方 含 君 | 政 策 推 進 課 長 | 東 幸 祐 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 馬 原 恵 介 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 阿 南 一 也 君 |
| 税 務 課 長 | 沼 田 勝 之 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後 藤 健 一 君 |
| 建 設 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 会 計 課 長 | 岩 下 公 治 君 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 阿 部 恭 二 君 | 監 査 委 員 会 事 務 局 長 | 甲 斐 敏 文 君 |

総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	財産管理課長補佐	田 上 浩 尚 君
政策推進課長補佐	古 沢 要 介 君	健康推進課長補佐	河 崎 みゆき 君
住民福祉課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
農林政策課長補佐	安 藤 吉 孝 君	建設課長補佐	荒 牧 久 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 報告第3号 高森町国民保護計画変更に係る報告について

○議長（田上更生君） 日程第1、報告第3号、高森町国民保護計画変更に係る報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

報告第3号についてご説明を申し上げます。

報告第3号、高森町国民保護計画変更に係る報告でございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、市町村は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないと規定されております。

本町では、平成19年に高森町国民保護計画を作成しておりますが、この間、熊本県国民保護計画の変更がございましたので、本町計画の変更が必要となり、本年5月30日に高森町国民保護協議会を開催し、計画の変更を協議決定していただいたところでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項の規定により、計画の変更についても計画の作成同様、議会へ報告するよう規定されているため、今回ご報告するものでございます。

本町国民保護計画自体は、100ページを超えるものでございますので、今回は計画の概要ということで主な修正内容を記載させていただいております。

概要の中に、主な修正内容でございますけれども、当初の計画から人口の変更がございましたので、平成22年国勢調査をもとに人口を更新しております。

2番、消防力の変更ということで、平成26年5月1日現在の人員に更新をいたしております。

3番、医療の確保ということですが、25年に町内に新たに医院が開設されたため、これを変更しております。

4番、高森町の組織体制の変更に基づきまして、それぞれ代替職員第1順位から第3順位までを変更いたしております。

5番、高森町緊急事態連絡本部の変更ですが、これも組織の変更ということで改正をいたしております。

6番、障がい者の表記の変更、障がい者の「がい」をひらがなに表記をすることといたしております。

7番、情報通信手段の挿入ということで、J-ALERT及びe-m-Netの表記を情報通信手段として新規に挿入をしております。

以上、主な部分についてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第3号、高森町国民保護計画変更に係る報告については終了いたします。

-----○-----

日程第2 同意第3号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第2、同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております吉良禎人氏は、平成26年6月30日をもってその任期が満了されるため、後任として高森町大字高森2028番地8、山邊捷二氏を同委員に選任するものであります。

同氏は、人格識見高く、市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規定第17条第5項の規定により、議

会の同意を得る必要があるためご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております江藤明德氏は、平成26年6月30日をもってその任期が満了されますが、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものであります。

同氏は、人格識見高く、市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規定第17条第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるためご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
これから同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決しま
す。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町職員懲
戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任
についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、
提案理由のご説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております村上源喜氏は、
平成26年6月30日をもってその任期が満了されるため、後任として高森町大字
草部1916番地4、阿南一也氏を同委員に選任するものであります。

同氏は、本町職員として、市町村職員懲戒審査委員会委員に適任者であります
が、同委員の選任については地方自治法施行規定第17条第5項の規定により、議会の
同意を得る必要があるためご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案
理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第5、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第37号 高森町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、高森町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第39号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第39号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第39号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、辺地に係る

公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第40号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第41号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第42号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第43号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月19日、第3、4委員会室において、午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第44号 高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定については、6月19日、第3、4委員会室において、午前10時15分から、財産管理課より安方課長、田上課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、高森町色見総合センター再生可能エネルギー基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第45号 監査委員に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正については、6月19日、第3、4委員会室において、午前10時から、監査委員事務局より甲斐局長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、監査委員に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第46号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、6月19日、第3、4委員会室において、午前10時15分か

ら、財産管理課より安方課長、田上課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前10時30分から、政策推進課より東課長、古澤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また午前11時から、総務課より佐藤課長、村上財政指導監、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、6月20日、午前10時から、第3、4委員会室において、教育委員会より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、午前10時30分から、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また午前10時55分から、健康推進課より、馬原課長、河崎課長補佐、新井課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、6月23日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長に出席を求め、また午前10時40分から、農林政策課より、後藤課長、藤原審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第47号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第47号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、6月20日、午前10時55分から、第3、4委員会室において、健康推進課より、馬原課長、河崎課長補佐、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成26年

度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第48号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、6月23日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第6、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、6月24日に開催し、6月議会広報「絆」56号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、6月定例会初日の質疑、平成26年度一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。今回は8月初旬発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶申し上げます。

6月18日に開会いたしまして、本日まで8日間、お疲れさまでございました。

ちょうど梅雨の時期というようなことで、ここ2、3日、梅雨の合間といえますか、晴れた日もありますが、これからが梅雨特有の後半の大雨等、心配されるところでございます。一昨年、大きな災害を本町受けております。町民、議会も一緒になって、地域の皆さん方の安心・安全のためにですね、ご努力いただきたいというふうに思いますし、また職員の皆さま方には警報等発令の折にはですね、待

機というようなことで、これから皆さん方にはたいへんご苦勞をおかけするかというふうに思いますけれども、これも住民の皆さん方が安心して暮らしていける明るい高森町をつくるための第一歩でございます。どうか職員の皆さん方のご奮闘をお祈りを申し上げますところでございます。

8日間、議会の中で新しいまちづくりについてもいろいろな議案提案等がございまして、ご審議をさせていただきました。提案どおり、すべてにおいて承認を受けたわけでございますが、これからまた職員の皆さん方のご努力によりまして、本当にきめ細かな、町民の本当に負託に応えられる議会、そしてまた行政として、これからは進んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成26年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成26年第2回定例会

平成26年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111